

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2020年5月



フィーチャ株式会社

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式59,925千円（見込額）の募集及び株式202,100千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式40,890千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2020年5月21日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

フィーチャ株式会社

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。

詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 経営方針

当社グループは、「Make Things Intelligent」をミッションに掲げ、「あらゆるモノのインテリジェント化を目指し、スマート社会の安全や快適、効率に貢献する」という経営理念のもと、実用性に優れ、かつ高性能なソフトウェアを提供することを通じて企業価値の最大化を図ります。この企業活動を支えるフィーチャグループ行動規範は以下のとおりであります。

1

社会に対する行動

2

誠実・健全な企業活動

これらを経営の基本理念として事業展開を行っております。

2 事業の内容

当社グループは、当社（フィーチャ株式会社）及び連結子会社である北京飞澈科技有限公司により構成されており、「Make Things Intelligent」をミッションとして掲げ、画像認識ソフトウェア開発事業を行っております。

当社は2005年の創業以来、主にレンズ検査装置事業を行ってきましたが、2012年に画像認識ソフトウェア開発事業を開始しました。それ以来、コンピュータビジョン（コンピュータを用いた画像技術）と機械学習の経験を活かし、車載カメラやドライブレコーダ向けの画像認識ソフトウェアを提供してまいりました。今後も当社グループは、様々な端末に実装しやすい画像認識技術の実現を目指してまいります。

■ 当社グループの事業内容

当社は、画像認識ソフトウェアを開発しておりますが、特に車載カメラやドライブレコーダ向けに歩行者や車両、車線、標識などを検知するADAS^(※1)用の組み込みソフトウェアの開発に注力しております。主な顧客はTier 1^(※2)と呼ばれる自動車部品メーカーやドライブレコーダメーカーです。また、顔認証及びよそ見運転、危険運転、居眠り運転等を検知するDMS^(※3)用ソフトウェアが、自動車部品メーカー等を通して自動車の搭載されております。

※1 ADAS

Advanced driver-assistance systems。自動車の運転手の運転操作を支援するシステム。

※2 Tier 1

自動車メーカーに直接部品を供給する企業

※3 DMS

Driver Monitoring System。自動車の運転手を監視するシステム。

ADAS用ソフトウェア



(機能の一例)



歩行者検知



車線検知



車両検知



標識検知

DMS用ソフトウェア

(機能の一例)



顔認証



危険運転検知



よそ見運転検知



居眠り運転検知

■ 当社グループのソフトウェア技術について

当社は、コンピュータビジョンに特化したソフトウェア、特に機械学習を用いた画像認識ソフトウェアを主に開発しております。機械学習とは、大量のデータを用いて学習を行い、特徴量^(※4)と呼ばれる辞書を作成し、その辞書を参照しながら画像から歩行者などの対象物を検知する技術です。

機械学習は、近年AI技術を大きく発展させたディープラーニングとディープラーニング出現前の非ディープラーニングに分けることができ、当社は、現在、主にディープラーニング技術を用いたアルゴリズム及びソフトウェアの開発に注力しております。ディープラーニングは、非ディープラーニングに比べて認識性能が高く、当社ではADAS用ソフトウェアだけでなく、運転手監視ソフトウェアにも用いております。

一方、実装性能に優れた非ディープラーニングを有することも、当社の大きな強みです。画像認識ソフトウェアを安価な車載カメラやドライブレコーダに搭載する場合には、比較的性能が低いLSI^(※5)で動作させることが必要ですが、当社の非ディープラーニングは、そういった比較的性能が低いLSIでも動作させることが可能です。

このように当社は製品の仕様に応じて、非ディープラーニングとディープラーニングを使い分け、あるいはその両方を組み合わせて使うハイブリッド化を行い、車載カメラやドライブレコーダ用カメラにソフトウェアを提供しております。

※4 特徴量

データの特徴を数値化したもの

※5 LSI

Large-Scale Integration。集積回路のうち、素子の集積度が数千ゲートかそれ以上のもの。

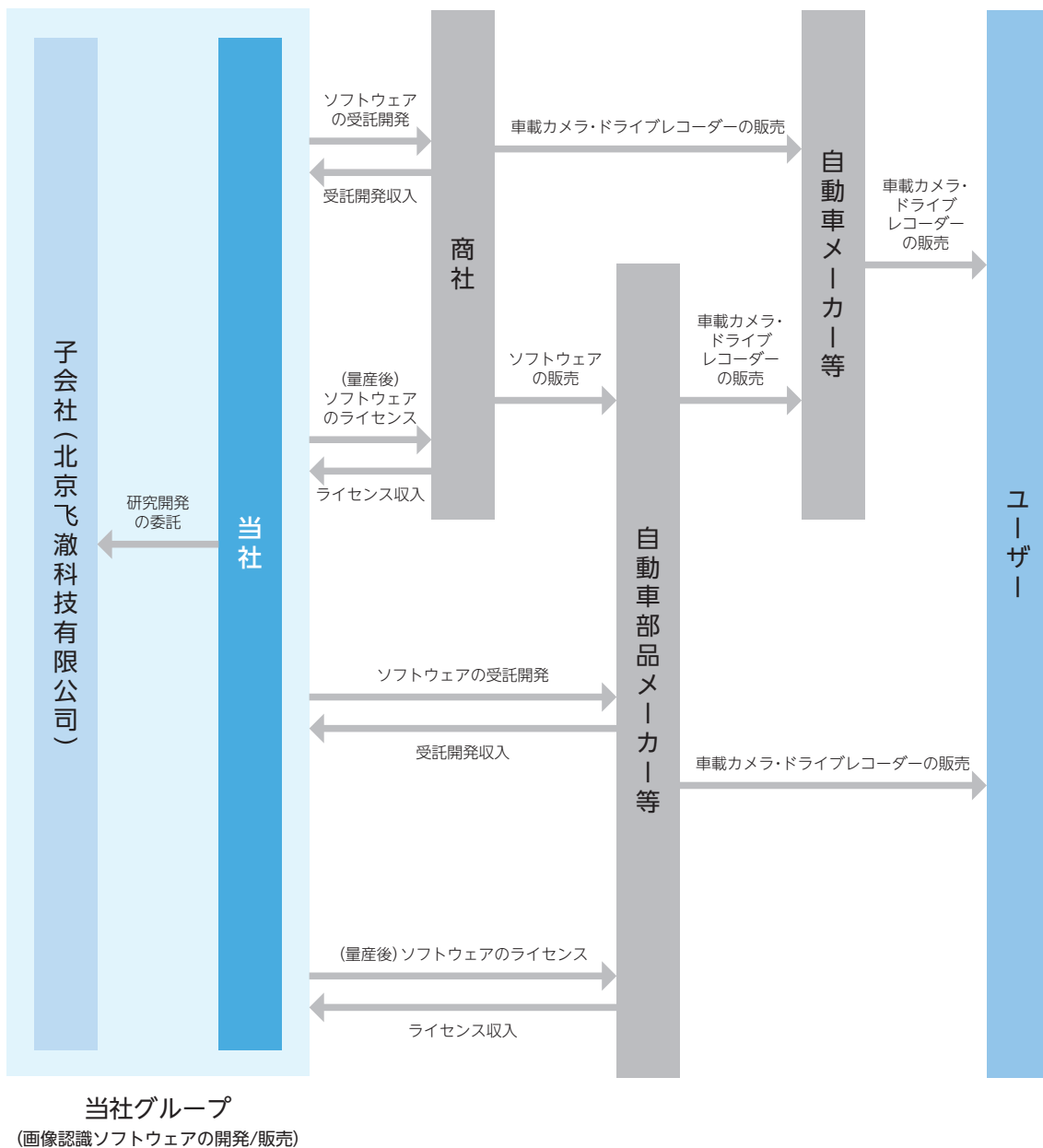
■ 当社グループのビジネスモデル

当社は、顧客の車載カメラやドライブレコーダ向けに画像認識ソフトウェアのカスタマイズや実装を行う対価を受託開発収入として計上しております。また、量産以降に発生する、搭載数量に応じたソフトウェア使用料をライセンス収入として計上しております。なお、一部の取引には商社が介在していません。

なお、当社グループは画像認識ソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

◎ 事業系統図

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



◎ 主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期 第3四半期
決算年月	2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月	2020年3月
(1) 連結経営指標等						
売上高				210,396	282,465	311,642
経常利益又は経常損失(△)				50,661	△5,531	74,889
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)				42,587	△8,203	52,484
包括利益又は四半期包括利益				42,266	△8,621	52,091
純資産額				395,026	386,405	438,496
総資産額				438,853	449,340	475,963
1株当たり純資産額 (円)				0.31	△1.33	—
1株当たり当期(四半期)純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)				8.10	△1.56	9.98
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益 (円)				—	—	—
自己資本比率 (%)				90.0	86.0	92.1
自己資本利益率 (%)				16.9	—	—
株価収益率 (倍)				—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー				49,410	△1,225	—
投資活動によるキャッシュ・フロー				△5,358	△47,235	—
財務活動によるキャッシュ・フロー				222,622	△5,012	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高				395,642	339,854	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)				16 (11)	22 (13)	— (—)

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期 第3四半期
決算年月	2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月	2020年3月
(2) 提出会社の経営指標等						
売上高	85,578	93,497	83,940	210,396	282,465	
経常利益又は経常損失(△)	2,299	△5,156	△27,603	53,165	△17,386	
当期純利益又は当期純損失(△)	2,119	△5,755	△27,894	45,091	△17,676	
資本金	16,300	66,350	90,680	213,000	213,000	
発行済株式総数						
普通株式	1,300	1,300	1,360	1,360,000	1,360,000	
甲種類株式 (株)	60	60	—	—	—	
A種優先株式	—	182	182	182,000	182,000	
B種優先株式	—	—	35	211,000	211,000	
純資産額	△7,129	87,363	108,119	397,851	380,174	
総資産額	31,189	120,930	149,095	441,221	440,563	
1株当たり純資産額 (円)	△5,242.21	△8,259.45	△25,764.24	0.85	△2.51	
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—	—	—	
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	1,558.46	△4,010.79	△18,021.22	8.57	△3.36	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	
自己資本比率 (%)	△22.86	72.24	72.52	90.17	86.29	
自己資本利益率 (%)	—	—	—	17.82	—	
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	4 (—)	6 (0)	8 (5)	16 (11)	21 (11)	

(注) 1. 当社は第13期より、連結財務諸表を作成しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第10期は、決算期変更により2014年8月1日から2015年6月30日の11ヶ月間となっております。

4. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向につきましては、それぞれ記載しておりません。

5. 第10期、第11期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第13期、第14期及び第15期第3四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社純利益は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。第11期、第12期及び第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

6. 第10期の自己資本利益率については、自己資本比率がマイナスのため記載しておりません。第11期、第12期及び第14期の自己資本利益率については、当期純損失又は親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため記載しておりません。

7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

9. 第13期及び第14期の連結財務諸表については、1. 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき、第13期及び第14期の財務諸表については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。また、第15期第3四半期の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第64号)に基づき作成しております。金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、第10期、第11期及び第12期については、「会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づきEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

10. 第15期第3四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期包括利益及び1株当たり四半期純利益については、第15期第3四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第15期第3四半期連結会計期間末の数値を記載しております。

11. 2019年11月18日付で、A種優先株式及びB種優先株式の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びB種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後2019年11月30日付で当該A種優先株式及びB種優先株式の全てを消却しております。なお、2018年3月1日付で普通株式1株、A種優先株式1株及びB種優先株式1株につきそれぞれ1,000株の割合で、2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

12. 当社は、2018年3月1日付で普通株式1株、A種優先株式1株及びB種優先株式1株につきそれぞれ1,000株の割合で、2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

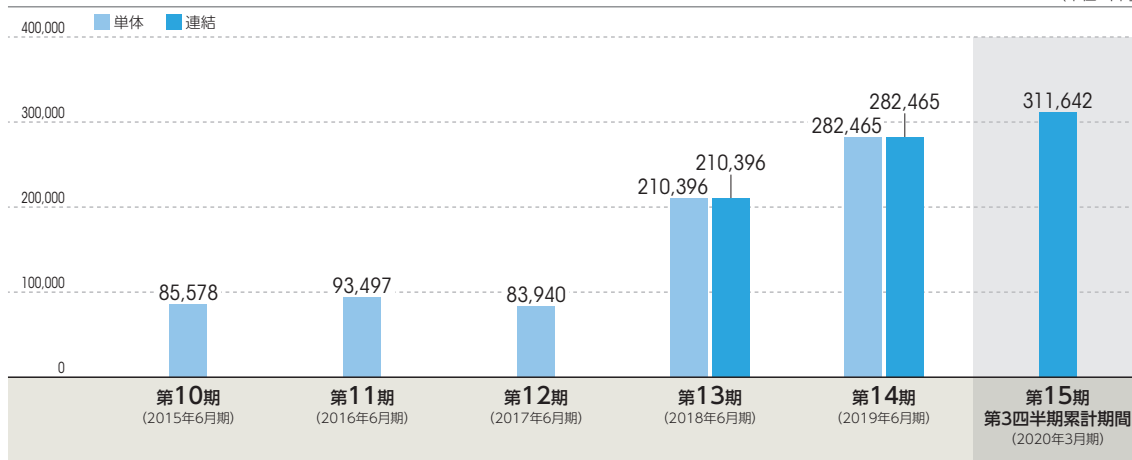
そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東京上審第133号)に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第10期、第11期及び第12期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月
提出会社の経営指標等					
1株当たり純資産額 (円)	△1.75	△2.75	△8.59	0.85	△2.51
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	0.52	△1.34	△6.01	8.57	△3.36
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—	—	—

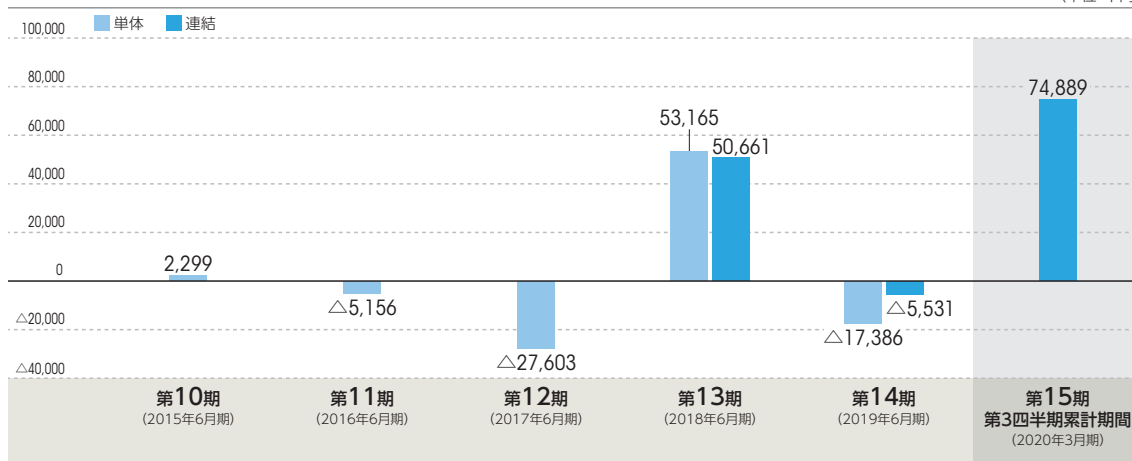
◎ 売上高

(単位:千円)



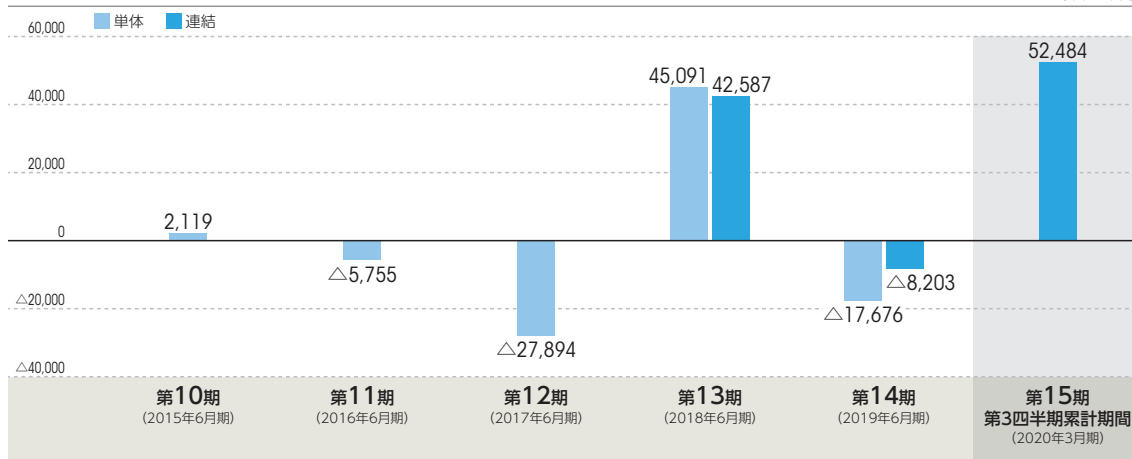
◎ 経常利益又は経常損失(△)

(単位:千円)



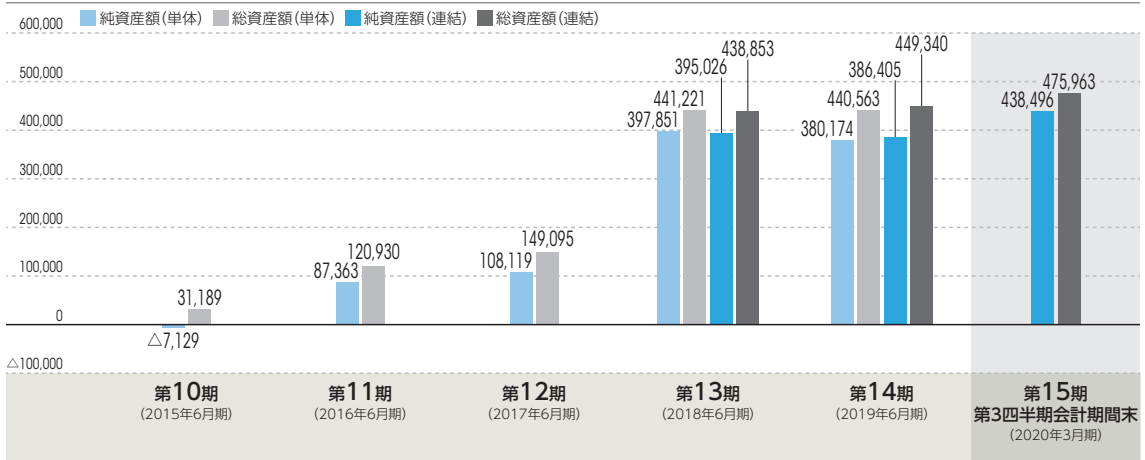
◎ 親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) / 当期純利益又は当期純損失(△)

(単位:千円)



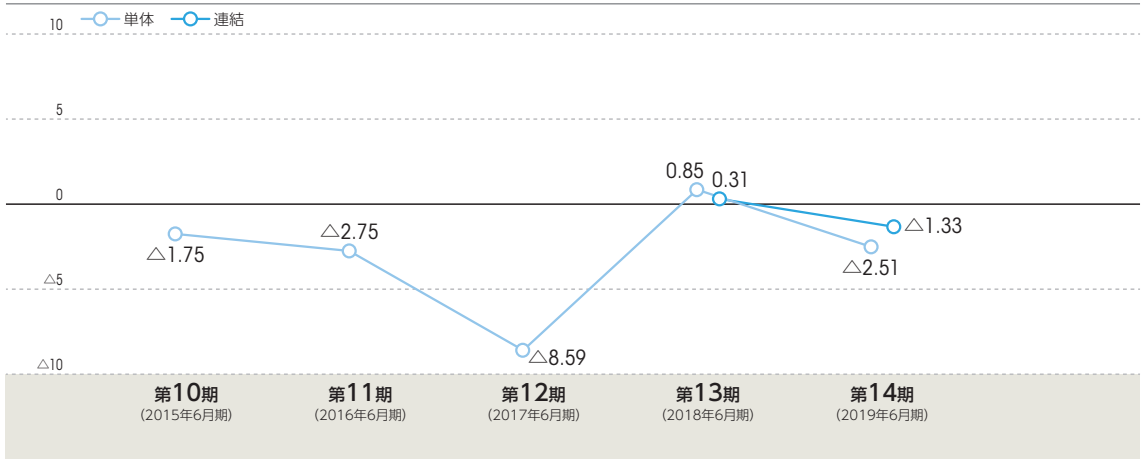
◎ 純資産額／総資産額

(単位:千円)



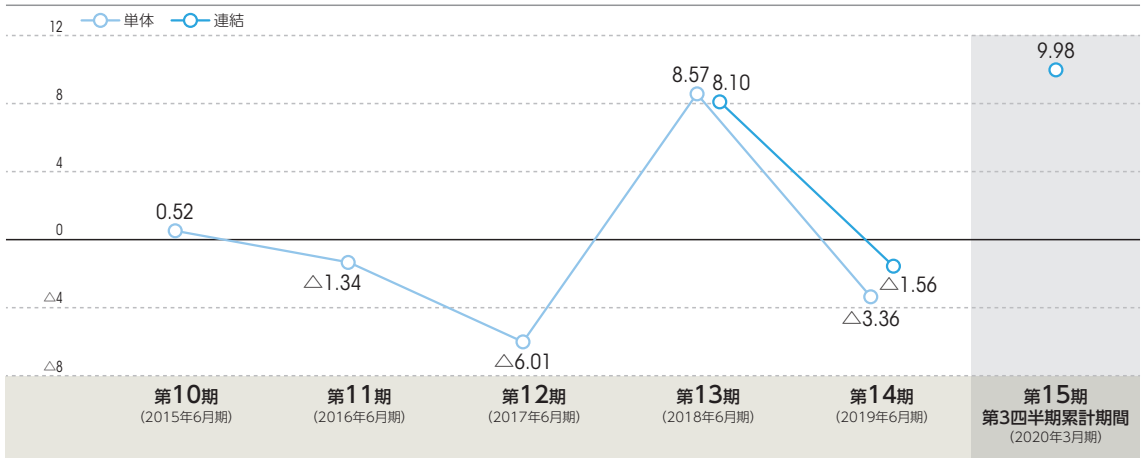
◎ 1株当たり純資産額

(単位:円)



◎ 1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)

(単位:円)



(注) 当社は、2018年3月1日付で普通株式1株、A種優先株式1株及びB種優先株式1株につきそれぞれ1,000株の割合で、2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記では、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	6
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	7
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	8
募集又は売出しに関する特別記載事項	9
第二部 企業情報	11
第1 企業の概況	11
1. 主要な経営指標等の推移	11
2. 沿革	14
3. 事業の内容	15
4. 関係会社の状況	17
5. 従業員の状況	17
第2 事業の状況	18
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	18
2. 事業等のリスク	19
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	22
4. 経営上の重要な契約等	26
5. 研究開発活動	27
第3 設備の状況	28
1. 設備投資等の概要	28
2. 主要な設備の状況	28
3. 設備の新設、除却等の計画	29
第4 提出会社の状況	30
1. 株式等の状況	30
2. 自己株式の取得等の状況	45
3. 配当政策	45
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	46

第5	経理の状況	55
1.	連結財務諸表等	56
(1)	連結財務諸表	56
(2)	その他	89
2.	財務諸表等	90
(1)	財務諸表	90
(2)	主な資産及び負債の内容	100
(3)	その他	100
第6	提出会社の株式事務の概要	101
第7	提出会社の参考情報	102
1.	提出会社の親会社等の情報	102
2.	その他の参考情報	102
第四部	株式公開情報	103
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	103
第2	第三者割当等の概況	105
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	105
2.	取得者の概況	108
3.	取得者の株式等の移動状況	109
第3	株主の状況	110
	[監査報告書]	112

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年5月21日
【会社名】	フィーチャ株式会社
【英訳名】	Ficha Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 脇 健一郎
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【電話番号】	03-6907-0312 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 立花 嵩大
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【電話番号】	03-6907-0312 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 立花 嵩大
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 59,925,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 202,100,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 40,890,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	150,000（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

（注）1. 2020年5月21日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2020年6月8日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）及び本募集と同時に行われる後記「第2 売
出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受によ
る売出し」という。）に伴い、その需要状況等を勘案し、87,000株を上限として、SMB C日興証券株式会
社が当社株主である脇健一郎（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オー
バーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売
出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売
出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は、2020年5月21日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売
出しとは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式87,000株の新規発
行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は
売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、そ
の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参
照ください。

5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

2020年6月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は2020年6月8日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	150,000	59,925,000	32,430,000
計（総発行株式）	150,000	59,925,000	32,430,000

- （注）
1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
 2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、2020年5月21日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、2020年6月16日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
 5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（470円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は70,500,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2020年6月17日(水) 至 2020年6月22日(月)	未定 (注) 4	2020年6月23日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2020年6月8日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2020年6月16日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2020年6月8日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2020年6月16日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、2020年6月16日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2020年6月24日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2020年6月9日から2020年6月15日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、自社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国の各支店で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 池袋東口支店	東京都豊島区南池袋二丁目27番9号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	150,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	150,000	—

- (注) 1. 引受株式数は、2020年6月8日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(2020年6月16日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
64,860,000	6,000,000	58,860,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(470円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額58,860千円に本第三者割当増資の手取概算額上限37,487千円を合わせた、手取概算額合計上限96,347千円については、以下のとおり充当する予定であります。

当社事業の発展のためには、ディープラーニングをはじめとした画像認識技術の研究開発を促進して認識精度や実装性といった技術力を向上させること及び増加が見込まれる受託案件に対応できる開発体制の構築が必要であると認識しております。そのための人件費及びエージェント利用料や紹介料などの採用費として96,347千円(2021年6月期:44,092千円、2022年6月期:52,254千円)を充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2020年6月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	430,000	202,100,000	東京都豊島区 曹 暉 322,500株
				東京都国分寺市 脇 健一郎 107,500株
計(総売出株式)	—	430,000	202,100,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案しオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（470円）で算出した見込額であります。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1)【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2020年 6月17日(水) 至 2020年 6月22日(月)	100	未定 (注) 2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の全国の 本支店及び営 業所	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9 番1号 大和証券株式会社 東京都中央区日本橋二丁目3番 10号 水戸証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁 目4番7号 極東証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5 番1号 みずほ証券株式会社 大阪府大阪市中央区本町二丁目 6番11号 エース証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目7番 1号 東洋証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番1 号 株式会社SBI証券 東京都世田谷区玉川一丁目14番 1号 楽天証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁 目5番8号 いちよし証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一丁目 8番12号 岩井コスモ証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2020年6月16日)に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	87,000	40,890,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	87,000	40,890,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
 3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
 4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
 5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（470円）で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 2020年 6月17日(水) 至 2020年 6月22日(月)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証券株式 会社の本店及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMBC日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、87,000株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエアオプション」という。）を、2020年7月22日行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から2020年7月22日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエアオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2020年6月16日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社はグリーンシュエアオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMBC日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2020年5月21日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 87,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。（注）2
(4)	払込期日	2020年7月29日（水）

- （注）1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」に記載の本募集における払込金額（会社法上の払込金額）と同一とし、2020年6月8日開催予定の取締役会において決定します。
2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、2020年6月16日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である脇健一郎、売出人である曹暉、当社株主である王潞及び惠州市德赛西威汽车电子股份有限公司並びに当社新株予約権者である横田和之、茂田井純一、田中康治、孟洋及び瀬戸口翔平は、SMB C日興証券株式会社（以下「主幹事会社」という。）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の2020年12月20日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

当社株主であるNVCC 7号投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル6号投資事業有限責任組合、名古屋大学・東海地区大学広域ベンチャー1号投資事業有限責任組合及び三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の2020年9月21日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

当社株主であり未来創生投資事業有限責任組合が委託した信託財産である株式会社SMB C信託銀行（特定運用金外信託口 契約番号12100440）における指図権者兼未来創生投資事業有限責任組合に係る投資一任業者であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の2020年9月21日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、未来創生投資事業有限責任組合が委託した信託財産である株式会社SMB C信託銀行（特定運用金外信託口 契約番号12100440）について、元引受契約締結日に当該信託口として所有する発行会社の普通株式を株式会社SMB C信託銀行に譲渡又は売却を行なわせる旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の2020年12月20日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第13期	第14期
決算年月		2018年6月	2019年6月
売上高	(千円)	210,396	282,465
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	50,661	△5,531
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	42,587	△8,203
包括利益	(千円)	42,266	△8,621
純資産額	(千円)	395,026	386,405
総資産額	(千円)	438,853	449,340
1株当たり純資産額	(円)	0.31	△1.33
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	8.10	△1.56
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	90.0	86.0
自己資本利益率	(%)	16.9	—
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	49,410	△1,225
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△5,358	△47,235
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	222,622	△5,012
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	395,642	339,854
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	16 (11)	22 (13)

(注) 1. 当社は第13期より、連結財務諸表を作成しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第13期及び第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第14期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

7. 第13期及び第14期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

8. 2018年3月1日付で普通株式1株、A種優先株式1株及びB種優先株式1株につきそれぞれ1,000株の割合で、2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月
売上高 (千円)	85,578	93,497	83,940	210,396	282,465
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	2,299	△5,156	△27,603	53,165	△17,386
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	2,119	△5,755	△27,894	45,091	△17,676
資本金 (千円)	16,300	66,350	90,680	213,000	213,000
発行済株式総数					
普通株式	1,300	1,300	1,360	1,360,000	1,360,000
甲種類株式 (株)	60	60	—	—	—
A種優先株式	—	182	182	182,000	182,000
B種優先株式	—	—	35	211,000	211,000
純資産額 (千円)	△7,129	87,363	108,119	397,851	380,174
総資産額 (千円)	31,189	120,930	149,095	441,221	440,563
1株当たり純資産額 (円)	△5,242.21	△8,259.45	△25,764.24	0.85	△2.51
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	1,558.46	△4,010.79	△18,021.22	8.57	△3.36
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△22.86	72.24	72.52	90.17	86.29
自己資本利益率 (%)	—	—	—	17.82	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	4 (—)	6 (0)	8 (5)	16 (11)	21 (11)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第10期は、決算期変更により2014年8月1日から2015年6月30日の11か月間となっております。

3. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向につきましては、それぞれ記載しておりません。

4. 第10期、第11期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第13期及び第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。第11期、第12期及び第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第10期の自己資本利益率については、自己資本がマイナスのため記載しておりません。第11期、第12期及び第14期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

8. 第13期及び第14期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
- なお、第10期、第11期及び第12期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
9. 2019年11月18日付で、A種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後2019年11月30日付で当該A種優先株式及びB種優先株式の全てを消却しております。なお、2018年3月1日付で普通株式1株、A種優先株式1株及びB種優先株式1株につきそれぞれ1,000株の割合で、2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
10. 当社は、2018年3月1日付で普通株式1株、A種優先株式1株及びB種優先株式1株につきそれぞれ1,000株の割合で、2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第10期、第11期及び第12期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月
1株当たり純資産額 (円)	△1.75	△2.75	△8.59	0.85	△2.51
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	0.52	△1.34	△6.01	8.57	△3.36
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

- | | |
|----------|--|
| 2005年 8月 | 神奈川県横浜市都筑区にクワンター・ビュー有限会社設立
レンズ検査装置事業を開始 |
| 2009年 4月 | 本社を埼玉県新座市に移転 |
| 2009年 5月 | クワンタービュー株式会社へ組織変更 |
| 2012年 8月 | 画像認識ソフトウェア開発事業を開始 |
| 2015年 7月 | 新設分割によりレンズ検査装置事業をクワンタービューシステム株式会社に承継
フィーチャ株式会社に社名変更
本社を東京都豊島区に移転 |
| 2018年 3月 | ディープラーニングの研究開発促進のため、中華人民共和国北京市到北京飞澈科技有限公司
(連結子会社) を設立 |
| 2018年12月 | 本社を東京都豊島区内で移転 |

3 【事業の内容】

当社グループは、当社（フィーチャ株式会社）及び連結子会社である北京飞澈科技有限公司により構成されており、「Make Things Intelligent」をミッションとして掲げ、画像認識ソフトウェア開発事業を行っております。

当社は2005年の創業以来、主にレンズ検査装置事業を行ってまいりましたが、2012年に画像認識ソフトウェア開発事業を開始しました。それ以来、コンピュータビジョン（コンピュータを用いた画像技術）と機械学習の経験を活かし、車載カメラやドライブレコーダ向けの画像認識ソフトウェアを提供してまいりました。今後も当社グループは、様々な端末に実装しやすい画像認識技術の実現を目指してまいります。

・当社グループの事業内容

当社は、画像認識ソフトウェアを開発しておりますが、特に車載カメラやドライブレコーダ向けに歩行者や車両、車線、標識などを検知するADAS（※1）用の組み込みソフトウェアの開発に注力しております。主な顧客はTier 1（※2）と呼ばれる自動車部品メーカーやドライブレコーダメーカーです。また、顔認証及びよそ見運転、危険運転、居眠り運転等を検知するDMS（※3）用ソフトウェアが、自動車部品メーカー等を通して自動車に搭載されております。

※1 ADAS

Advanced driver-assistance systems。自動車の運転手の運転操作を支援するシステム。

※2 Tier 1

自動車メーカーに直接部品を供給する企業

※3 DMS

Driver Monitoring System。自動車の運転手を監視するシステム。

・当社グループのソフトウェア技術について

当社は、コンピュータビジョンに特化したソフトウェア、特に機械学習を用いた画像認識ソフトウェアを主に開発しております。機械学習とは、大量のデータを用いて学習を行い、特徴量（※4）と呼ばれる辞書を作成し、その辞書を参照しながら画像から歩行者などの対象物を検知する技術です。

機械学習は、近年AI技術を大きく発展させたディープラーニングとディープラーニング出現前の非ディープラーニングに分けることができ、当社は、現在、主にディープラーニング技術を用いたアルゴリズム及びソフトウェアの開発に注力しております。ディープラーニングは、非ディープラーニングに比べて認識性能が高く、当社ではADAS用ソフトウェアだけでなく、運転手監視ソフトウェアにも用いております。

一方、実装性能に優れた非ディープラーニングを有することも、当社の大きな強みです。画像認識ソフトウェアを安価な車載カメラやドライブレコーダに搭載する場合には、比較的性能が低いLSI（※5）で動作させることが必要ですが、当社の非ディープラーニングは、そういった比較的性能が低いLSIでも動作させることが可能です。

このように当社は製品の仕様に応じて、非ディープラーニングとディープラーニングを使い分け、あるいはその両方を組み合わせて使うハイブリッド化を行い、車載カメラやドライブレコーダ用カメラにソフトウェアを提供しております。

※4 特徴量

データの特徴を数値化したもの

※5 LSI

Large-Scale Integration。集積回路のうち、素子の集積度が数千ゲートかそれ以上のもの。

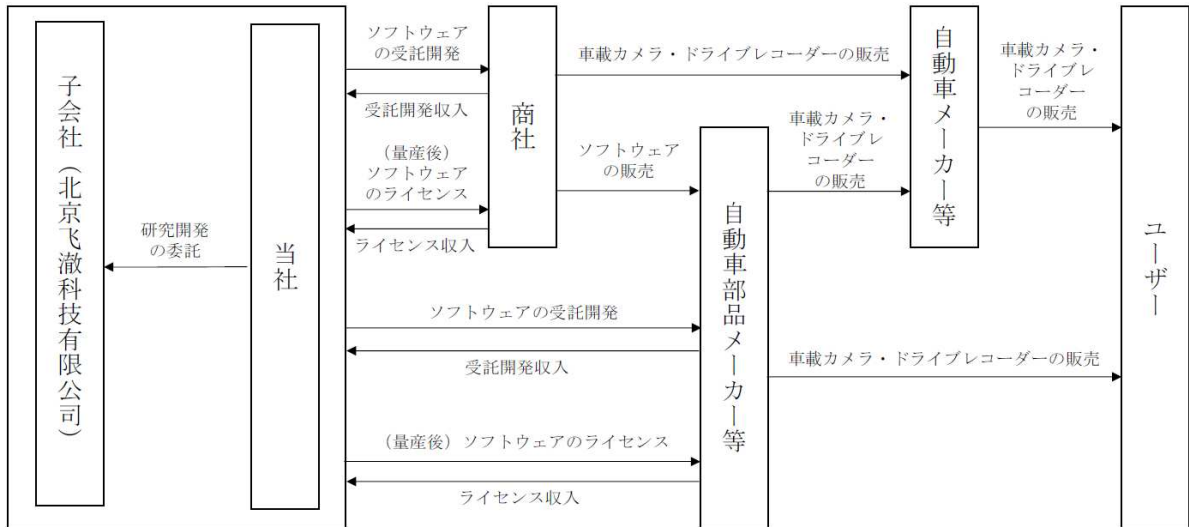
・当社グループのビジネスモデル

当社は、顧客の車載カメラやドライブレコーダ向けに画像認識ソフトウェアのカスタマイズや実装を行う対価を受託開発収入として計上しております。また、量産以降に発生する、搭載数量に応じたソフトウェア使用料をライセンス収入として計上しております。なお、一部の取引には商社が介在しております。

なお、当社グループは画像認識ソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



当社グループ
(画像認識ソフトウェアの開発/販売)

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 北京飞澈科技有限公司	中華人民共和国 北京市	10,000	画像認識ソフト ウェア開発事業	100.0	役員の兼任2名 研究開発業務の委託

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 特定子会社に該当している会社はありません。
 3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
画像認識ソフトウェア開発事業	22 (13)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。
 2. 当社グループは、画像認識ソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、グループ全体の従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

2020年4月30日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
20 (10)	33.6	2.3	4,697

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 当社は、画像認識ソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて、労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下の項目であると認識しております。文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「Make Things Intelligent」をミッションに掲げ、「あらゆるモノのインテリジェント化を目指し、スマート社会の安全や快適、効率に貢献する」という経営理念のもと、実用性に優れ、かつ高性能なソフトウェアを提供することを通じて企業価値の最大化を図ります。この企業活動を支えるフィーチャグループ行動規範は以下のとおりであります。

1. 社会に対する行動
2. 誠実・健全な企業活動

これらを経営の基本理念として事業展開を行っております。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、売上高、営業利益及びROE（株主資本利益率）を重要指標と位置づけ、持続的な事業拡大と企業価値向上を図ってまいります。

(3) 経営環境

当社グループの属する画像認識ソフトウェア業界においては、近年、大学発ベンチャーなどの企業が新規参入しております。そこで当社グループは、2013年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」によると、2015年時点の0.5兆円から2030年には20兆円まで成長すると見込まれている安全運転支援装置・システム市場において、当該装置・システムのキーデバイスである車載カメラ市場を主なターゲットとすることで、持続的な収益の拡大を図ってまいります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

① 開発体制の強化

安定的かつ着実な事業拡大を図る上では、既存顧客の契約を継続することや案件数等が増加した場合においても、収益率を高水準に維持し、かつ顧客に提供するサービスのパフォーマンスを維持・向上することが重要であると考えております。

そのためには、さらなる優秀な人材の確保及び開発プロセスの改善、社内におけるノウハウの共有や教育訓練等が不可欠であるため、優秀な人材を積極的に採用するとともに、開発プロセスを継続的に見直し、社内におけるノウハウの共有や教育訓練等を実施し、より強固な開発体制の構築に努めてまいります。

② 内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するため、より強固な内部管理体制の構築に取り組んでまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下のとおり記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅することを保証するものではありません。

(1) 市場動向について

当社グループは、車載用画像認識ソフトウェアの開発を主力事業としております。今後、新たな法的規制や業界団体による規制の導入、その他予期せぬ要因等により、顧客企業におけるソフトウェア開発の外部委託の縮小や内製化若しくはニーズの変化、新車販売動向の低迷等、市場規模が縮小する動きがみられた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 自然災害等のリスクについて

当社グループが事業活動を展開する国や地域において、地震、台風、洪水等の自然災害または感染症の流行等が発生し、当社グループや顧客の事業活動に支障が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 技術動向について

当社グループの事業分野においては、技術革新が急速に進んでおり、特にディープラーニング技術の分野においては、技術革新の速度は顕著であります。当社グループでは、優秀な人材の採用や開発に取り組んでおります。しかしながら、当社グループの技術革新が想定どおりに進まない場合や、予想以上の急速な技術革新や代替技術・競合商品の出現、依存する技術標準・基盤の変化等により、当社グループの製品が十分な競争力や付加価値を確保できない場合等には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 知的財産について

当社グループによる第三者の知的財産権侵害の可能性につきましては、調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社グループの事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社グループが認識せずに他社の特許を侵害してしまう可能性は否定できません。この場合、ロイヤリティの支払や損害賠償請求等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 品質管理について

当社グループは、開発業務においてプロジェクト管理やソフトウェア解析ツールの導入等の品質管理を行っております。しかしながら、関連する製品及び技術の複雑化等の理由で品質問題を起こし、損害賠償責任等が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 情報管理について

当社グループは、事業を通じて顧客の機密情報や個人情報を保有しております。情報の取扱いについては規程の整備、運用並びに社員教育を徹底するとともに情報セキュリティ機器の導入等の対策を実施しております。しかしながら、これらの対策にも関わらず当社グループの人的オペレーションのミス、システム障害、その他予期せぬ要因等により、情報漏洩が発生し、当社グループの社会的信用の失墜や損害賠償責任等が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材の確保・育成について

当社グループは、今後の事業展開に応じて、積極的にエンジニアの育成及び採用を進めていく方針であります。しかしながら、人材の確保が思うように進まない場合や、人材の社外流出等何らかの事由によりこれらの施策が計画どおりに進行しなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) コンプライアンス体制について

当社グループは、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのためコンプライアンスに関する社内規程を策定するとともに適宜研修を実施し、周知徹底を図っております。しかしながら、これらの取り組みにも関わらずコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社グループの事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 特定人物への依存について

当社グループの代表取締役社長CEO 脇健一郎及び代表取締役CTO 曹暉は経営戦略、開発戦略等当社の業務に関して専門的な知識・技術を有し、重要な役割を果たしております。当社グループでは取締役会等において役員及び社員への情報共有や権限委譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、経営体制の整備を進めており、また役員の異動がある場合は入念な引継ぎ、権限移譲を行い経営に対するリスクを最小限にしております。しかしながら、現状では両氏が当社グループを退任した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 小規模組織であることについて

当社グループは小規模な組織であり、現在の人員構成における最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。当社グループは、今後の業容拡大及び業務内容の多様化に対応するため、人員の増強及び内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針であります。これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 海外での事業展開について

当社グループは、海外に開発拠点を設置するなど海外での事業拡大を積極的に進めております。それらの国で予期しない法律や制度の改正、政治及び経済情勢の変化、急激な為替変動等の事象が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) ライセンス収入の変動について

当社グループのライセンス収入は、当社ソフトウェアが搭載された製品の製造、販売または使用に伴い認識されます。製品の製造、販売または使用は、顧客の販売計画や営業活動に依存するため、顧客の販売計画が変更等された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 特定顧客への依存度について

当社グループの売上高は、特定の主要顧客に依存しており、2019年6月期においては、売上高上位3社に対する売上高が売上高全体の64.0%を占めております。また、主要顧客は、自動車及び自動車関連企業であり、当社グループの売上高は同業界の設備投資動向や生産計画の影響を受けやすくなっております。そのため、これら主要顧客との取引関係や自動車業界の動向に変化が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 売上計上時期の期ずれについて

受託開発取引においては、大幅な仕様変更や予期せぬトラブルの発生等に伴う納入時期の変更や検収遅延により、売上の計上時期が当初の予定から翌四半期あるいは翌連結会計年度にずれる場合があります。それらの期ずれが発生した場合には、各四半期あるいは連結会計年度における当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 受託開発案件の中断について

当社は、主に量産が見込まれる案件の受託開発を行っておりますが、顧客の販売計画の変更等により開発が中断され、当初想定した受託開発収入やライセンス収入を得られない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 配当政策について

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(17) 税務上の繰越欠損金について

当社グループは、税務上の繰越欠損金を有しております。繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が課されることとなり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 資金使途について

今回計画している公募増資による調達資金の使途については、事業規模拡大及び研究開発促進のための採用教育費や人件費に充当することを計画しております。

しかしながら、事業環境が大きく変化した場合には、その変化に柔軟に対応するため、上記計画以外の使途に充当する可能性があります。また、計画どおりに資金を使用した場合においても、期待どおりの効果を得られない可能性があります。

(19) 新型コロナウイルス感染症について

当社グループの顧客は主に日本や中国において生産活動を行っております。それらの国や地域において新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、当社ソフトウェアが搭載された車載カメラやドライブレコーダー等の製品の生産が停止または減産された場合には、ライセンス収入が落ち込み、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

なお、当社グループは画像認識ソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

① 財政状態の状況

第14期連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

（資産）

当連結会計年度末における資産合計は449,340千円となり、前連結会計年度末に比べ10,486千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が55,788千円減少した一方、売上高増加に伴い売掛金が30,891千円、本社移転等に伴い有形固定資産が17,746千円、敷金及び保証金が22,041千円増加したことによるものであります。

（負債）

当連結会計年度末における負債合計は62,935千円となり、前連結会計年度末に比べ19,107千円増加いたしました。これは主に、長期借入金が1年内返済予定の長期借入金への振替により8,843千円減少した一方、前受収益が26,353千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は386,405千円となり、前連結会計年度末に比べ8,621千円減少いたしました。これは主に、利益剰余金が親会社株主に帰属する当期純損失の計上により8,203千円減少したことによるものであります。

第15期第3四半期連結累計期間（自 2019年7月1日 至 2020年3月31日）

（資産）

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は424,156千円（前連結会計年度末比23,118千円増）となりました。これは主に現金及び預金が58,633千円減少したものの、売上高増加に伴い売掛金が87,262千円増加したことによるものであります。

また、固定資産は51,806千円（前連結会計年度末比3,504千円増）となりました。これは主にサーバー等の購入に伴い有形固定資産が7,116千円増加したことによるものであります。

以上の結果、資産合計は475,963千円（前連結会計年度末比26,623千円増）となりました。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は37,467千円（前連結会計年度末比25,467千円減）となりました。これは主に未払法人税等が11,321千円増加したものの、前受収益が24,687千円減少したこと及び借入金の返済により1年内返済予定の長期借入金が8,843千円減少したことによるものであります。

以上の結果、負債合計は37,467千円（前連結会計年度末比25,467千円減）となりました。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産は438,496千円（前連結会計年度末比52,091千円増）となりました。これは主に、利益剰余金が親会社株主に帰属する四半期純利益により52,484千円増加したことによるものであります。

② 経営成績の状況

第14期連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

当社グループは、「Make Things Intelligent」をミッションに掲げ、画像認識ソフトウェアの開発を行っております。

当社グループが属する画像認識ソフトウェア業界においては、自動車向け先進運転支援システム（ADAS）の普及や自動運転技術の実用化に向けて自動車関連企業各社が取り組みを強化しています。

こうした環境の中で、当社グループは新規案件の獲得を進める一方、将来の収益獲得に向けた人員増強や、それに伴う本社移転、ディープラーニングをはじめとした画像認識技術の研究開発を積極的に行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高282,465千円（前連結会計年度比34.3%増）、営業損失3,521千円（前連結会計年度は営業利益52,137千円）、経常損失5,531千円（前連結会計年度は経常利益50,661千円）、親会社株主に帰属する当期純損失8,203千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益42,587千円）となりました。

第15期第3四半期連結累計期間（自 2019年7月1日 至 2020年3月31日）

当社グループは、「Make Things Intelligent」をミッションに掲げ、画像認識ソフトウェアの開発を行っております。

当社グループが属する画像認識ソフトウェア業界においては、自動車向け先進運転支援システム（ADAS）の普及や自動運転技術の実用化に向けて自動車関連企業各社が取り組みを強化しています。

こうした環境の中で、当社グループは既存顧客の深耕による新規案件の獲得及びディープラーニングをはじめとした画像認識技術の研究開発を積極的に進めてまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の経営成績は、売上高311,642千円、営業利益78,214千円、経常利益74,889千円、親会社株主に帰属する四半期純利益52,484千円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況

第14期連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果支出した資金は1,225千円（前年同期は49,410千円の収入）となりました。これは主に前受収益の増加額26,353千円があったものの、売上高増加に伴う売上債権の増加額30,890千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は47,235千円（前年同期は5,358千円の支出）となりました。これは主に本社移転等に伴う有形固定資産の取得による支出22,841千円、敷金及び保証金の差入による支出27,657千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は5,012千円（前年同期は222,622千円の収入）となりました。これは長期借入金の返済による支出5,012千円によるものであります。

以上の他、為替の換算による2,315千円の減少もあり、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ55,788千円減少し、339,854千円となりました。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

c. 販売実績

第14期連結会計年度及び第15期第3四半期連結累計期間における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	第14期連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)		第15期第3四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
画像認識ソフトウェア開発事業	282,465	134.3	311,642
合計	282,465	134.3	311,642

(注) 1. 最近2連結会計年度及び第15期第3四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第13期連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)		第14期連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)		第15期第3四半期 連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
トヨタコネクティッド株式会社	55,680	26.5	67,945	24.1	74,125	23.8
株式会社JVCケンウッド	—	—	65,724	23.3	84,951	27.3
株式会社ネクスティエレクトロニクス	50,917	24.2	47,250	16.7	69,788	22.4
惠州市德赛西威汽车电子股份有限公司	30,000	14.3	30,000	10.6	32,111	10.3
株式会社デンソーテン	47,800	22.7	17,600	6.2	—	—

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

また、連結財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第14期連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

a. 売上高

当連結会計年度の売上高は、282,465千円（前連結会計年度比34.3%増）となりました。これは主に、既存顧客の深耕による新規案件の獲得及びライセンス収入の積み上げによるものであります。

b. 売上原価、売上総利益

当連結会計年度の売上原価は、92,447千円（前連結会計年度比67.2%増）となりました。これは主に、事業規模拡大に伴う人員増加により人件費等が増加したことによるものであります。

以上の結果、当連結会計年度の売上総利益は、190,017千円（前連結会計年度比22.5%増）となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業損益

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、193,539千円（前連結会計年度比87.9%増）となりました。これは主に、事業規模拡大に伴う人員増加により人件費等が増加したことによるものであります。

以上の結果、当連結会計年度の営業損失は、3,521千円（前連結会計年度は営業利益52,137千円）となりました。

d. 営業外損益、経常損益

当連結会計年度の営業外収益は、15千円（前連結会計年度比253.5%増）となりました。これは主に、受取利息によるものであります。一方で、営業外費用は、2,025千円（前連結会計年度比36.8%増）となりました。これは、為替差損及び支払利息によるものであります。

以上の結果、当連結会計年度の経常損失は、5,531千円（前連結会計年度は経常利益50,661千円）となりました。

e. 特別損益、親会社株主に帰属する当期純損益

当連結会計年度において特別利益及び特別損失は発生しておりません。

以上の結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純損失は、5,531千円（前連結会計年度は税金等調整前当期純利益50,661千円）となり、法人税等を2,672千円計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は、8,203千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益42,587千円）となりました。

第15期第3四半期連結累計期間（自 2019年7月1日 至 2020年3月31日）

a. 売上高

当第3四半期連結累計期間における売上高は、311,642千円となりました。これは主に、既存顧客の深耕による新規案件の獲得及びライセンス収入の積み上げによるものであります。

b. 売上原価、売上総利益

当第3四半期連結累計期間における売上原価は、86,788千円となりました。これは主に、人件費及び地代家賃等によるものであります。

以上の結果、売上総利益は224,854千円となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業損益

当第3四半期連結累計期間における販売費及び一般管理費は、146,640千円となりました。これは主に、人件費及び地代家賃等によるものであります。

以上の結果、営業利益は78,214千円となりました。

d. 営業外損益、経常損益

当第3四半期連結累計期間において営業外収益が46千円、営業外費用が3,371千円発生しております。

以上の結果、経常利益は74,889千円となりました。

e. 特別損益、親会社株主に帰属する当期純損益

当第3四半期連結累計期間において特別利益及び特別損失は発生しておりません。

以上の結果、税金等調整前四半期純利益は、74,889千円となり、法人税等を22,405千円計上したことにより、親会社株主に帰属する四半期純利益は、52,484千円となりました。

③ キャッシュ・フローの分析

各キャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるリスク要因については、「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

⑤ 資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の財源を安定的に確保することを基本方針としております。運転資金や自社サーバー購入等を目的とした資金需要は自己資金によることを基本としておりますが、必要に応じて多様な調達手段を検討してまいります。

なお、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は339,854千円であり、有利子負債の残高は8,843千円であります。

⑥ 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループは、重要な経営指標として売上高、営業利益及びROEを掲げております。

第14期連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

当連結会計年度の売上高は主に、既存顧客の深耕による新規案件の獲得及びライセンス収入の積み上げにより282,465千円と前連結会計年度比34.3%増加したものの、事業規模拡大に伴う人員増加により営業費用が増加したため、営業損失は3,521千円（前連結会計年度は営業利益52,137千円）となりました。

第15期第3四半期連結累計期間（自 2019年7月1日 至 2020年3月31日）

当第3四半期連結累計期間の売上高は主に、新規顧客の獲得や既存顧客の深耕による新規案件の獲得及びライセンス収入の積み上げにより311,642千円、営業利益は78,214千円、ROEは12.7%となりました。今後もこれらの指標を重視した経営を行い、持続的な事業拡大と企業価値向上を図ってまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループは認識精度と認識速度を両立した画像認識ソフトウェアにより安全で安心な社会を実現するため、ディープラーニング技術等の先端技術分野の研究開発を進めております。

現在の研究開発は当社の開発部及び連結子会社において推進されております。研究開発メンバーは、博士号取得者をはじめとした高度な知識を有するメンバーにより構成されております。

第14期連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

当連結会計年度においては、主にディープラーニングを用いた画像認識ソフトウェアの検知性能向上のための開発、ディープラーニングと非ディープラーニングを組み合わせたHybrid Machine Learning及び運転手監視ソフトウェアの開発を行いました。

当連結会計年度の研究開発費の総額は64,725千円であります。

なお、当社グループは画像認識ソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第15期第3四半期連結累計期間（自 2019年7月1日 至 2020年3月31日）

当第3四半期連結累計期間においては主にフリースペース検知技術、三次元物体検知技術及び最適なディープラーニングモデルの自動探索技術の開発を行いました。

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は37,546千円であります。

なお、当社グループは画像認識ソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第14期連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

当社グループでは、ソフトウェアの新規開発及び充実・強化を目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は23,011千円であり、その主な内容は、本社移転に伴う設備工事であります。

なお、当社グループは画像認識ソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

第15期第3四半期連結累計期間（自 2019年7月1日 至 2020年3月31日）

当社グループでは、ソフトウェアの新規開発及び充実・強化を目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当第3四半期連結累計期間において実施した設備投資の総額は18,564千円であり、その主な内容は、サーバーであります。

なお、当社グループは画像認識ソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当第3四半期連結累計期間において重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2019年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都豊島区)	事務所	9,510	7,047	16,558	21 (11)

(2) 在外子会社

2019年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額		従業員数 (人)
			工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
北京飞澈科技有限公司	本社 (中華人民共和国北京市)	コンピュータ周辺装置	3,840	3,840	1 (2)

- (注) 1. 提出会社の本社の事務所は賃借しているものであり、年間賃借料は22,215千円であります。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()外書で記載しております。
5. 当社は画像認識ソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、セグメントに係る記載は省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（2020年4月30日現在）

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社 本社	東京都 豊島区	画像認識 ソフトウェア 開発 事業	内装設備等	21,000	—	自己資金 及び借入金	2021.7	2021.9	(注) 2.

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

- (注) 1. 2019年11月15日開催の臨時株主総会決議により、2019年11月30日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
2. 2019年11月15日開催の臨時株主総会決議により、2019年11月30日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は17,607,000株増加し、20,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,259,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	5,259,000	—	—

- (注) 1. 2019年10月18日開催の取締役会決議、2019年11月15日開催の普通種類株主総会、A種優先株主総会及びB種優先株主総会決議により、2019年11月30日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,506,000株増加し、5,259,000株となっております。
2. 2019年11月18日付で、A種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後2019年11月30日付で当該A種優先株式及びB種優先株式の全てを消却しております。
3. 2019年11月15日付の臨時株主総会決議により、2019年11月30日付で定款変更が行われ、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2018年3月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 8 (注) 8
新株予約権の数(個) ※	3,420[3,332]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 3,420[9,996] (注) 1. 7
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,390[464] (注) 2. 7
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年3月15日 至 2028年3月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,390[464] 資本組入額 695[232] (注) 3. 7
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※ 最近事業年度の末日(2019年6月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は3株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に1に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②本新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。なお、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数に以下の割合を乗じた本新株予約権数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。
- i. 上場日から1年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - ii. 上場日から2年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - iii. 上場日から3年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - iv. 上場日から3年後の日以降
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
5. ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、1に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
2020年3月15日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、2028年3月14日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使の条件
前記4に準じて決定する。
 - ⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記3に準じて決定する。
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨新株予約権の取得事由
前記5に準じて決定する。
7. 2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. 付与対象者の退職による権利の喪失及び監査役・従業員の取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員3名となっております。

第2回新株予約権

決議年月日	2019年1月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 14(注) 8
新株予約権の数(個) ※	6,664[6,050]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 6,664[18,150] (注) 1. 7
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	3,000[1,000] (注) 2. 7
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年1月26日 至 2029年1月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,000[1,000] 資本組入額 1,500[500] (注) 3. 7
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※ 最近事業年度の末日(2019年6月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を []内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は3株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に1に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②本新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。なお、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数に以下の割合を乗じた本新株予約権数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。
- i. 上場日から1年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - ii. 上場日から2年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - iii. 上場日から3年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - iv. 上場日から3年後の日以降
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
5. ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、1に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
2021年1月26日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、2029年1月25日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使の条件
前記4に準じて決定する。
 - ⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記3に準じて決定する。
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨新株予約権の取得事由
前記5に準じて決定する。
7. 2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員11名となっております。

第3回新株予約権

決議年月日	2019年6月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 21 (注) 8
新株予約権の数(個) ※	12,893[12,190]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 12,893[36,570] (注) 1. 7
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	3,000[1,000] (注) 2. 7
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年6月22日 至 2029年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,000[1,000] 資本組入額 1,500[500] (注) 3. 7
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※ 最近事業年度の末日(2019年6月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は3株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に1に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②本新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。なお、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数に以下の割合を乗じた本新株予約権数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。
- i. 上場日から1年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - ii. 上場日から2年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - iii. 上場日から3年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - iv. 上場日から3年後の日以降
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
5. ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、1に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
2021年6月22日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、2029年6月21日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使の条件
前記4に準じて決定する。
 - ⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記3に準じて決定する。
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨新株予約権の取得事由
前記5に準じて決定する。
7. 2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員17名となっております。

第4回新株予約権

決議年月日	2019年6月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 1（注）8
新株予約権の数（個） ※	876[-]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 876[-]（注）1. 7
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	3,000[-]（注）2. 7
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年6月22日 至 2029年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 3,000[-] 資本組入額 1,500[-]（注）3. 7
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）6

※ 最近事業年度の末日（2019年6月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年4月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を []内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は3株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に1に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②本新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。なお、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数に以下の割合を乗じた本新株予約権数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。
- i. 上場日から1年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - ii. 上場日から2年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - iii. 上場日から3年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - iv. 上場日から3年後の日以降
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
5. ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、1に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
2021年6月22日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、2029年6月21日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使の条件
前記4に準じて決定する。
 - ⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記3に準じて決定する。
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨新株予約権の取得事由
前記5に準じて決定する。
7. 2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. 付与対象者の契約解除による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、0名となっております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2016年2月26日 (注) 1	A種優先株式 182	普通株式 1,300 甲種類株式 60 A種優先株式 182	50,050	66,350	50,050	50,050
2016年10月11日 (注) 2	普通株式 60 甲種類株式 △60	普通株式 1,360 A種優先株式 182	—	66,350	—	50,050
2017年5月31日 (注) 3	B種優先株式 35	普通株式 1,360 A種優先株式 182 B種優先株式 35	24,330	90,680	24,320	74,370
2017年7月3日 (注) 4	B種優先株式 176	普通株式 1,360 A種優先株式 182 B種優先株式 211	122,320	213,000	122,320	196,690
2018年3月1日 (注) 5	普通株式 1,358,640 A種優先株式 181,818 B種優先株式 210,789	普通株式 1,360,000 A種優先株式 182,000 B種優先株式 211,000	—	213,000	—	196,690
2019年11月18日 (注) 6	普通株式 393,000	普通株式 1,753,000 A種優先株式 182,000 B種優先株式 211,000	—	213,000	—	196,690
2019年11月30日 (注) 6	A種優先株式 △182,000 B種優先株式 △211,000	普通株式 1,753,000	—	213,000	—	196,690
2019年11月30日 (注) 7	普通株式 3,506,000	普通株式 5,259,000	—	213,000	—	196,690

(注) 1. 有償第三者割当

発行価格 550,000円

資本組入額 275,000円

割当先 NVCC 7号投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル6号投資事業有限責任組合、三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合

2. 甲種類株式を普通株式に変更したことからあります。

3. 有償第三者割当
発行価格 1,390,000円
資本組入額 695,142円
割当先 名古屋大学・東海地区大学広域ベンチャー1号投資事業有限責任組合
4. 有償第三者割当
発行価格 1,390,000円
資本組入額 695,000円
割当先 惠州市德赛西威汽车电子股份有限公司
5. 株式分割（1：1,000）によるものであります。
6. 2019年11月18日付で、A種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後2019年11月30日付で当該A種優先株式及びB種優先株式の全てを消却しております。
7. 株式分割（1：3）によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2020年4月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	1	—	—	1	2	5	9	—
所有株式数（単元）	—	2,640	—	—	5,280	28,620	16,050	52,590	—
所有株式数の割合（%）	—	5.02	—	—	10.04	54.42	30.52	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年4月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 5,259,000	52,590	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	5,259,000	—	—
総株主の議決権	—	52,590	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第1号によるA種優先株式、B種優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
最近事業年度における取得自己株式 (2018年7月1日～2019年6月30日)	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 182,000 B種優先株式 211,000	—

(注) 当社は2019年11月18日付で、株主からの取得請求権行使に基づき、A種優先株式、B種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式について、2019年11月29日開催の取締役会決議により、2019年11月30日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 182,000 B種優先株式 211,000	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 2019年11月29日開催の取締役会決議により、2019年11月30日付でA種優先株式、B種優先株式のすべてを消却しております。

3【配当政策】

当社は、剰余金の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

しかしながら、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性・公正性・迅速性を高め、中長期的、安定的かつ継続的に企業価値を向上させることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。

このため、企業倫理の醸成と法令遵守、経営環境の変化に迅速・適切・効率的に対応できる経営の意思決定体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実を図ります。

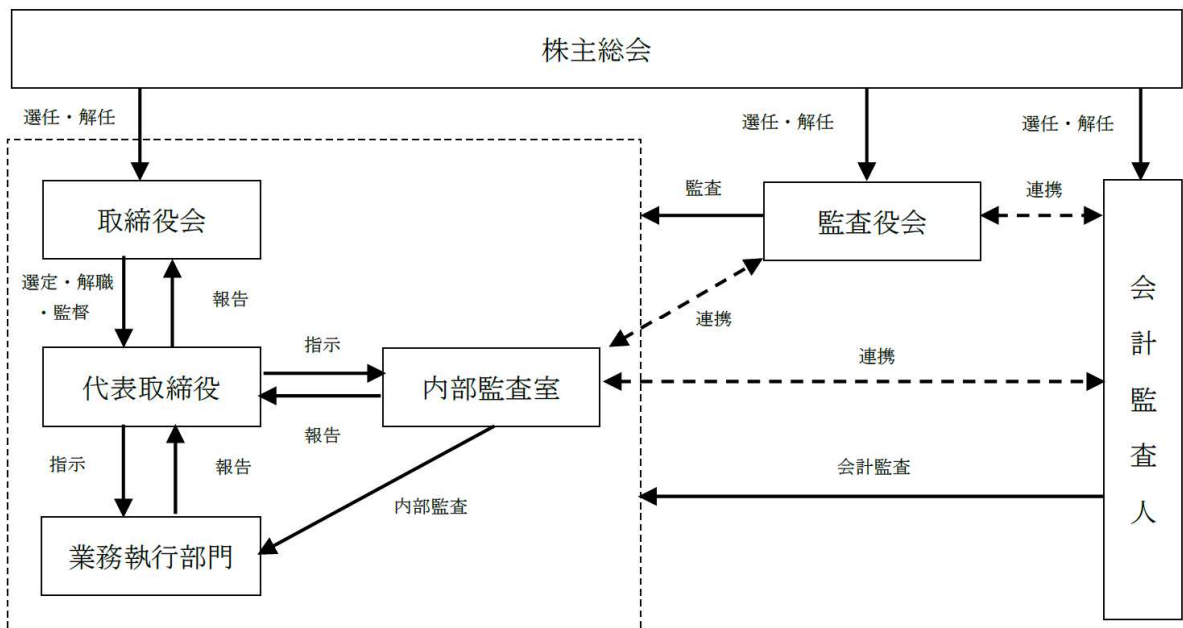
また、全てのステークホルダーからの信頼を得ることが不可欠であると考え、情報の適時開示を通じて透明・健全な経営を行ってまいります。

② 企業統治の体制

a. 企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用しており、会社の機関として会社法で定められた株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。

当社の会社の機関・内部統制システムの体制を図示すると、次のとおりであります。



(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名（うち、社外取締役1名）で構成されております。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令及び定款に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

(b) 監査役会

当社の監査役会は3名（うち、社外監査役3名）で構成され、1名が常勤監査役であります。社外監査役には公認会計士及び弁護士をそれぞれ1名含んでおります。監査役は取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査役は、「監査役監査規程」及び「監査役会規程」に基づき、監査計画を策定し、取締役会その他社内会議に出席するほか、各取締役に対する面談等を通じて、取締役の職務執行について監査しております。また、監査役は、監査役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時監査役会を開催しております。さらに、監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に意見交換を実施することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

(c) 内部監査室

当社は現時点においては専任の内部監査担当者を配置しておらず、代表取締役社長により指名された3名の内部監査担当者が内部監査を実施しております。内部監査は「内部監査規程」に基づき、会社の業務運営が法令、定款及び会社の諸規程に準拠して正確に処理され、経営目的達成のために合理的かつ効果的に運営されているか確認しております。なお、自己監査とならないように、内部監査担当者は、自己の所属部門以外について内部監査を実施しております。また、内部監査担当者は監査役及び会計監査人と定期的に意見交換を実施することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

(d) 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

b. 当該体制を採用する理由

上記の体制を採用することにより、当社の取締役会は業務執行に対する十分な監督機能を有しており、また監査役会についても経営監視機能の客観性及び中立性が確保されていると考えられることから、現行の体制を採用しております。

c. その他の企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会決議によって「内部統制の整備に関する基本方針」を定め、当該方針に基づき、各種社内規程等を整備するとともに規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査室による内部監査を実施しております。

取締役会が定めた「内部統制の整備に関する基本方針」は以下のとおりであります。

(a) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規程に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。

取締役は、使用人が適切に行動するために当社グループ全体へ法令、定款、フィチャグループ行動規範及び各規程を周知徹底させるとともに、問題点の把握と改善に努める。

代表取締役直轄の内部監査室を設置し、当社グループ全体の法令、定款、コンプライアンス体制の問題の有無を調査し、代表取締役社長に報告する。

法令違反、不正行為が行われたことを認知した場合、「内部通報規程」の定めにより、当社及びグループ会社の使用人は、内部通報窓口に通報する義務を負い、当社及びグループ会社は通報した使用人に対して当該通報をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を総括する責任部署を管理部とする。重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は法令及び「文書管理規程」に従い、定められた期間中、厳正に当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し整理・保存する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程及びその他体制

グループ全体のリスク管理については、当社取締役会にて、当社の成長規模、市場の変化に即し、リスクの想定や回避、対応策の検討及び危機発生時の管理体制の整備を行う。

経営危機発生が疑われる時は、「経営危機管理規程」に基づき管理部長が内容を集約し代表取締役社長に報告する。代表取締役社長が経営危機に該当するかを判断し、経営危機と判断した場合には、代表取締役社長が対策本部長となり、管理部長を事務局長とした経営危機対策本部を設置してこれに対応する。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、自らが取締役の職務の効率性に関しての総括責任者となり、中期経営計画に基づき、グループ会社が目標に対して職務執行を効率的に行うよう監督する。

当社及びグループ会社の取締役ほか部門責任者は「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、経営計画における各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な職務執行体制を決定する。

総括責任者である代表取締役社長は月に1回開催される定例取締役会及び適宜開催される臨時取締役会において、取締役のほか必要に応じて部門責任者に対して定期的に職務執行に関して報告させるとともに、効率的な職務執行を行うために問題の把握と改善に努める。

(e) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の「経営管理方針」に基づき、グループ会社の業務遂行を指導、支援及び監督する。取締役会がグループ全体の業務執行機関として意思決定を行い、全体最適の観点から経営資源の配置・配分を決定し、当社グループの企業価値の向上を図る。

当社は、グループの「内部監査方針」に基づき、内部監査室がグループ全体の監査を定期的実施することができるよう体制を整備し、必要に応じて内部監査室と監査役が連携し業務の適正の確保を図る。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、必要に応じてその職務を補助すべき者を置くことを求めることができる。また、取締役会は監査役と協議の上、補助すべき者を指名することができる。

監査役が指定する補助すべき期間中は監査役が当該補助すべき者に対する指揮権をもち、取締役の指揮命令は受けないものとし、その人事異動、人事考課、懲戒に関しては監査役の事前の同意を得るものとする。

(g) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は社内会議の全てに出席できるものとし、取締役及び使用人から「監査役監査規程」にしたがって、内部統制システムの整備に関わる部門の活動状況、重要な会計方針・会計基準及びその変更、業績及び業績見込みの発表内容、適時開示情報、内部通報制度の運用状況、重要な意思決定プロセスや業務執行状況を示す社内稟議書及び各種申請書、重要な契約の内容などの報告を適宜受けるものとする。

当社及びグループ会社は、監査役に報告した者に対して当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行わない。

(h) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社及びグループ会社の取締役は、取締役及び使用人が監査役監査に対する理解を深め、監査役監査が実効的に行われることを確保する。

監査役は代表取締役社長との間意見交換会を開催し、内部監査室との連携を図って適切な意思疎通及び効果的な監査体制を構築する。

監査役は監査の実施に当たり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他外部専門家を自らの判断で起用することができるものとする。また、当社は、かかる起用に関する費用又は債務について監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を速やかに処理する。

(i) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関わりを持たず、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨むものとする。

対応統括部署を中心に、弁護士、警察等の外部専門機関と連携、情報を収集し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進する。

・リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理は、管理部が主管部門として担当しております。当社では、物理的、経済的若しくは信用上の損失または不利益を生じさせるすべての可能性をリスクと定義し、リスクに関する措置、対応等について、「経営危機管理規程」に定め、適切な対応を実施する体制を整えております。

・子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社では子会社の業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営情報等を適宜把握できる体制を構築し、子会社の経営状況のモニタリングを行っております。また、子会社に対する内部監査を実施することで、子会社の業務が「関係会社管理規程」や子会社の諸規程に基づき適正に運営されていることを確認する体制を構築し、業務の適正を確保しております。

③ 取締役の定数

当社の取締役の定数は6名以内とする旨定款で定めております。

④ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑤ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑥ 中間配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑦ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑧ 責任限定契約の内容

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

⑨ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性一名 (役員のうち女性の比率 -%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長CEO	脇 健一郎	1960年12月4日生	1986年4月 キヤノン株式会社入社 2000年10月 株式会社プラザクリエイト入社 2003年10月 アキュートロジック株式会社入社 2007年11月 株式会社ジェテック入社 2009年5月 クワンタービュー株式会社(現当社)代表取締役就任 2017年7月 当社代表取締役社長CEO就任(現任) 2019年11月 北京飞澈科技有限公司執行董事就任(現任)	(注) 3	954,000
代表取締役CTO	曹 暉	1977年12月30日生	2007年4月 国立研究開発法人理化学研究所入所 2008年1月 株式会社豊田中央研究所入社 2010年10月 アキュートロジック株式会社入社 2012年8月 クワンタービュー株式会社(現当社)入社 2013年11月 クワンタービュー株式会社(現当社)取締役就任 2017年7月 当社代表取締役CTO就任(現任)	(注) 3	1,716,000
取締役CFO	横田 和之	1985年2月14日生	2011年4月 あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入所 2014年6月 公認会計士登録 2017年10月 当社入社管理部長 2018年9月 当社取締役CFO管理部長就任 2018年12月 北京飞澈科技有限公司監事就任(現任) 2019年7月 当社取締役CFO就任(現任)	(注) 3	-
取締役	茂田井 純一	1974年3月19日生	1996年4月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入所 1998年4月 公認会計士登録 2005年9月 クリフックス税理士法人入所 2006年3月 税理士登録 2006年6月 株式会社スタートトゥデイ(現株式会社Zozo) 監査役就任(現任) 2008年12月 株式会社アカウンティング・アシスト設立代表取締役就任(現任) 2009年9月 株式会社ECナビ(現 株式会社CARTA HOLDINGS) 監査役就任(現任) 2015年3月 株式会社ビジョン監査役就任(現任) 2016年2月 当社監査役就任 2018年9月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	-
常勤監査役	福田 勝美	1955年10月5日生	1980年4月 株式会社第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行 1997年2月 オランダ第一勧業銀行副総支配人 2005年4月 株式会社みずほコーポレート銀行(現 株式会社みずほ銀行) サンパウロ駐在員事務所所長 2010年6月 山下ゴム株式会社執行役員管理本部長 2014年6月 山下ゴム株式会社常勤監査役就任 2018年6月 日本道路株式会社監査役就任(現任) 2018年9月 当社常勤監査役就任(現任)	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	安藤 広人	1975年5月18日生	2004年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属） 2004年10月 弁護士法人英知法律事務所入所 2019年1月 当社監査役就任（現任） 2019年3月 ファイ法律事務所開設（現任）	(注) 4	—
監査役	佐野 高志	1948年4月3日生	1973年10月 アーサーアンダーセン会計事務所（現 有限責任 あずさ監査法人）入所 1979年2月 ネミック・ラムダ株式会社（現 TDKラムダ株式会社） 1979年3月 公認会計士登録 1986年6月 ネミック・ラムダ（シンガポール）P T E. L T D. （現 T D K-L a m b d a S i n g a p o r e P t e. L t d. ）社長就任 1992年12月 井上斎藤英和監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所 1997年8月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）代表社員 2007年12月 佐野公認会計士事務所開設（現任） 2011年6月 株式会社図研社外監査役就任 2014年6月 株式会社図研社外取締役就任（現任） 2015年6月 アンリツ株式会社社外取締役就任 2019年9月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	—
計					2,670,000

- (注) 1. 取締役茂田井純一は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役福田勝美、監査役安藤広人及び佐野高志は、社外監査役であります。
3. 2019年11月30日から、2021年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2019年11月30日から、2023年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

② 社外役員の状況

当社の取締役4名のうち、1名は社外取締役であります。また、監査役3名全員が社外監査役であります。

当社は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することを目的として、社外取締役及び社外監査役について、高い専門性及び見識等に基づき、客観的、中立的な観点からの助言を期待しております。なお、当社は社外取締役及び社外監査役の選任について、当社からの独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等を参考に、経歴や当社との関係を踏まえて、会社法に定める要件に該当し、独立性に問題がない人物を社外取締役及び社外監査役として選任しております。

社外取締役茂田井純一は、新株予約権1,754個（5,262株）を保有しておりますが、当社と人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役茂田井純一は、公認会計士として企業会計に精通し、その専門家としての豊富な経験、財務及び会計に関する高い知見を有していることから、社外取締役として適任であると判断しております。

当社と社外監査役福田勝美、安藤広人及び佐野高志の間には、人的関係・資金的関係又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役福田勝美は、銀行におけるファイナンス業務や事業会社における管理業務に関する豊富な経験及び事業会社の監査役経験によりガバナンスに関する高い見識等を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。

社外監査役安藤広人は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。

社外監査役佐野高志は、公認会計士として企業会計に精通し、その専門家としての豊富な経験、財務及び会計に関する高い知見を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査役3名（うち社外監査役3名）にて実施しており、業務執行取締役との意見交換、重要な会議への出席、重要書類の閲覧、重要な財産の調査、事業部門などへのヒアリング、子会社調査等を行うとともに、内部監査室、会計監査人との連携をとりながら、監査の実効性、効率性を高めています。内部監査室とは四半期ごとに打合せを行い、監査の内容の確認、意見交換を行っております。また、会計監査人からは監査計画についての説明を受けるとともに、四半期ごとに意見交換を実施し、連携を行っております。

なお、監査役佐野高志は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 内部監査の状況

当社は現時点においては専任の内部監査担当者を配置しておらず、代表取締役社長により指名された3名の内部監査担当者により、当社及び当社子会社に対し内部統制システムの整備、コンプライアンス、リスク管理体制の遵守、整備状況を監査するとともに、内部監査の結果については、改善状況を定期的に確認し、その内容を代表取締役社長、監査役及び関係部署へ報告しています。監査役とは四半期ごとに打合せを行い、監査の内容の確認、意見交換を行っております。また、会計監査人とは四半期ごとに意見交換を実施し、内部監査で把握した内部統制に関する重要な事象に関しては、会計監査人へ情報を提供し、必要に応じ指導を受け、助言を得ております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 鈴木 真一郎

指定有限責任社員・業務執行社員 飯塚 徹

c. 監査業務における補助者の構成

公認会計士 4名

その他 5名

d. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に際して、当社の事業活動に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模とグローバルなネットワークを持つこと、高い品質管理体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当な水準であることなどを総合的に判断し、選定する方針であります。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、日本監査役協会の実務指針に準拠する当社の会計監査人評価基準に基づき、会計監査人に対する評価を行っております。

当該評価の結果、EY新日本有限責任監査法人が、当社の会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制及び当社の事業活動に対する理解に基づき監査する体制を有していることなどを総合的に判断、検討した結果、適任と判断しました。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	7,000	—	13,440	—
連結子会社	—	—	—	—
計	7,000	—	13,440	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Ernst & Young）に属する組織に対する報酬（a. を除く）
（最近連結会計年度の前連結会計年度）

該当事項はありません。

（最近連結会計年度）

当社の連結子会社である北京飞澈科技有限公司は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Young Hua Ming LLPの監査を受けており、当社は1,301千円の監査報酬を支払っております。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数、当社グループの規模及び業務の特性等の要素を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定する方針であります。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、監査報酬の見積根拠等が適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、同意しました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額及び取締役規程に定めた役職別の報酬の範囲内において、各取締役の職務と実績に応じて決定することについて、取締役会から代表取締役社長に委任しております。また、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定するものとしております。

取締役の報酬限度額は、2019年9月26日開催の第14期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。同決議時の当該定めに係る取締役は4名、本書提出日現在においては4名となっております。また、監査役の報酬限度額は、2019年9月26日開催の第14期定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。同決議時の当該定めに係る監査役は3名、本書提出日現在においては3名となっております。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、2019年9月26日開催の取締役会において取締役報酬の決議をしております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	47,773	47,773	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	7,050	7,050	—	—	3

(注) 1. 上記には、2019年9月26日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。

2. 報酬等の総額には、当社子会社の取締役を兼務した当社取締役に対する当該子会社から受ける役員報酬等の金額を含んでおります。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（2017年7月1日から2018年6月30日まで）及び当連結会計年度（2018年7月1日から2019年6月30日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2017年7月1日から2018年6月30日まで）及び当事業年度（2018年7月1日から2019年6月30日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2020年1月1日から2020年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年7月1日から2020年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等に的確にできる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年6月30日)	当連結会計年度 (2019年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	395,642	339,854
売掛金	12,507	43,398
仕掛品	14,846	5,191
前払費用	7,747	9,249
未収還付法人税等	—	3,344
その他	1,068	—
流動資産合計	431,812	401,038
固定資産		
有形固定資産		
建物	—	11,809
減価償却累計額	—	△2,299
建物（純額）	—	9,510
工具、器具及び備品	3,681	15,025
減価償却累計額	△1,380	△4,136
工具、器具及び備品（純額）	2,301	10,888
建設仮勘定	350	—
有形固定資産合計	2,652	20,398
投資その他の資産		
敷金及び保証金	3,813	25,854
長期前払費用	575	2,048
投資その他の資産合計	4,389	27,903
固定資産合計	7,041	48,301
資産合計	438,853	449,340
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	5,012	8,843
未払金	7,332	11,594
未払法人税等	10,358	1,517
未払消費税等	8,464	4,995
前受収益	—	26,353
その他	3,817	9,631
流動負債合計	34,984	62,935
固定負債		
長期借入金	8,843	—
固定負債合計	8,843	—
負債合計	43,827	62,935
純資産の部		
株主資本		
資本金	213,000	213,000
資本剰余金	196,690	196,690
利益剰余金	△14,342	△22,545
株主資本合計	395,347	387,144
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△321	△739
その他の包括利益累計額合計	△321	△739
純資産合計	395,026	386,405
負債純資産合計	438,853	449,340

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2020年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	281,220
売掛金	130,661
仕掛品	4,397
前払費用	7,877
流動資産合計	424,156
固定資産	
有形固定資産	27,514
投資その他の資産	24,292
固定資産合計	51,806
資産合計	475,963
負債の部	
流動負債	
未払金	2,326
未払法人税等	12,839
未払消費税等	13,501
前受収益	1,666
賞与引当金	197
その他	6,935
流動負債合計	37,467
負債合計	37,467
純資産の部	
株主資本	
資本金	213,000
資本剰余金	196,690
利益剰余金	29,938
株主資本合計	439,628
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	△1,132
その他の包括利益累計額合計	△1,132
純資産合計	438,496
負債純資産合計	475,963

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
売上高	210,396	282,465
売上原価	※2 55,281	※2 92,447
売上総利益	155,115	190,017
販売費及び一般管理費	※1, ※2 102,978	※1, ※2 193,539
営業利益又は営業損失(△)	52,137	△3,521
営業外収益		
受取利息	3	12
雑収入	0	2
営業外収益合計	4	15
営業外費用		
支払利息	374	127
株式交付費	1,086	—
為替差損	20	1,897
営業外費用合計	1,480	2,025
経常利益又は経常損失(△)	50,661	△5,531
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失(△)	50,661	△5,531
法人税、住民税及び事業税	8,073	2,672
法人税等合計	8,073	2,672
当期純利益又は当期純損失(△)	42,587	△8,203
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	42,587	△8,203

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	42,587	△8,203
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△321	△417
その他の包括利益合計	※ △321	※ △417
包括利益	42,266	△8,621
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	42,266	△8,621

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)
売上高	311,642
売上原価	86,788
売上総利益	224,854
販売費及び一般管理費	146,640
営業利益	78,214
営業外収益	
受取利息	12
雑収入	34
営業外収益合計	46
営業外費用	
支払利息	3
株式公開費用	2,000
為替差損	1,367
営業外費用合計	3,371
経常利益	74,889
税金等調整前四半期純利益	74,889
法人税、住民税及び事業税	13,677
過年度法人税等	8,727
法人税等合計	22,405
四半期純利益	52,484
親会社株主に帰属する四半期純利益	52,484

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)
四半期純利益	52,484
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△393
その他の包括利益合計	△393
四半期包括利益	52,091
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	52,091

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	90,680	74,370	△56,930	108,119	—	—	108,119
当期変動額							
新株の発行	122,320	122,320		244,640			244,640
親会社株主に帰属する当期純利益			42,587	42,587			42,587
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△321	△321	△321
当期変動額合計	122,320	122,320	42,587	287,227	△321	△321	286,906
当期末残高	213,000	196,690	△14,342	395,347	△321	△321	395,026

当連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	213,000	196,690	△14,342	395,347	△321	△321	395,026
当期変動額							
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△8,203	△8,203			△8,203
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△417	△417	△417
当期変動額合計	—	—	△8,203	△8,203	△417	△417	△8,621
当期末残高	213,000	196,690	△22,545	387,144	△739	△739	386,405

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失 (△)	50,661	△5,531
減価償却費	957	5,195
敷金償却	—	2,352
受取利息	△3	△12
支払利息	374	127
為替差損益 (△は益)	20	1,897
売上債権の増減額 (△は増加)	2,181	△30,890
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△14,058	9,654
未払金の増減額 (△は減少)	2,152	4,092
前受収益の増減額 (△は減少)	—	26,353
その他	7,899	△1,869
小計	50,185	11,370
利息の受取額	3	12
利息の支払額	△374	△127
法人税等の支払額	△404	△12,480
営業活動によるキャッシュ・フロー	49,410	△1,225
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,948	△22,841
敷金及び保証金の差入による支出	△2,409	△27,657
その他	—	3,264
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,358	△47,235
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△20,931	△5,012
株式の発行による収入	243,553	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	222,622	△5,012
現金及び現金同等物に係る換算差額	△341	△2,315
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	266,333	△55,788
現金及び現金同等物の期首残高	129,309	395,642
現金及び現金同等物の期末残高	※ 395,642	※ 339,854

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

北京飞澈科技有限公司

当連結会計年度において、北京飞澈科技有限公司を新たに設立したことにより、同社を連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である北京飞澈科技有限公司の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

評価基準は個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 4年

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準を適用し、その他のプロジェクトについては工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準を適用するプロジェクトの当連結会計年度末における工事進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、収益及び費用は連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

北京飞澈科技有限公司

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である北京飞澈科技有限公司の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

評価基準は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物及び建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年

工具、器具及び備品 3～8年

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準を適用し、その他のプロジェクトについては工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準を適用するプロジェクトの当連結会計年度末における工事進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスルしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

(税効果会計に係る会計基準の適用指針等)

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日改正 企業会計基準委員会)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日最終改正 企業会計基準委員会)

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

2019年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されません。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されません。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日
2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(追加情報)

前連結会計年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）
該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度（2018年6月30日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（2019年6月30日）
該当事項はありません。

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
役員報酬	34,999千円	54,823千円
研究開発費	28,731	64,725
支払報酬	10,897	22,572

※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
	28,731千円	64,725千円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△321千円	△417千円
その他の包括利益合計	△321	△417

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1. 2	1,360	1,358,640	—	1,360,000
A種優先株式 (注) 1. 3	182	181,818	—	182,000
B種優先株式 (注) 1. 4	35	210,965	—	211,000
合計	1,577	1,751,423	—	1,753,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
A種優先株式	—	—	—	—
B種優先株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 1. 当社は、2018年3月1日付で株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加1,358,640株は株式分割によるものであります。

3. A種株式の発行済株式総数の増加181,818株は株式分割によるものであります。

4. B種株式の発行済株式総数の増加210,965株は、第三者割当増資による増加176株、株式分割による増加210,789株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,360,000	—	—	1,360,000
A種優先株式	182,000	—	—	182,000
B種優先株式	211,000	—	—	211,000
合計	1,753,000	—	—	1,753,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
A種優先株式	—	—	—	—
B種優先株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
現金及び預金勘定	395,642千円	339,854千円
現金及び現金同等物	395,642	339,854

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年6月30日)	当連結会計年度 (2019年6月30日)
1年内	—	27,454
1年超	—	38,893
合計	—	66,347

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を調達(主に銀行借入)しております。なお、一時的な余裕資金は安全性の高い短期的な預金等の金融資産で運用しております。また、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社の不動産賃貸借契約に基づく敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

未払金は全て1年以内の支払期日であります。

借入金には主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、借入金のうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、当社管理部がグループ全体の資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	395,642	395,642	—
(2) 売掛金	12,507	12,507	—
(3) 敷金及び保証金	3,813	3,813	—
資産計	411,963	411,963	—
(1) 未払金	7,332	7,332	—
(2) 未払法人税等	10,358	10,358	—
(3) 未払消費税等	8,464	8,464	—
(4) 長期借入金 ※	13,855	13,900	45
負債計	40,009	40,055	45

※ 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、合理的に見積った敷金及び保証金の回収予定時期に基づき、リスクフリーレートで割引いた現在価値により算定しております。なお、リスクフリーレートの利率がマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

変動金利は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、変動金利による借入金の時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利による借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	395,642	—	—	—
売掛金	12,507	—	—	—
敷金及び保証金	3,813	—	—	—
合計	411,963	—	—	—

3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	5,012	4,163	3,976	704	—	—
合計	5,012	4,163	3,976	704	—	—

当連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金は主に自己資金で賄っております。また、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社の不動産賃貸借契約に基づく敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

未払金は全て1年以内の支払期日であります。

借入金には主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、借入金のうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、当社管理部がグループ全体の資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	339,854	339,854	—
(2) 売掛金	43,398	43,398	—
(3) 敷金及び保証金	25,854	25,854	—
資産計	409,107	409,107	—
(1) 未払金	11,594	11,594	—
(2) 未払法人税等	1,517	1,517	—
(3) 未払消費税等	4,995	4,995	—
(4) 長期借入金 ※	8,843	8,843	0
負債計	26,950	26,950	0

※ 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、合理的に見積った敷金及び保証金の回収予定時期に基づき、リスクフリーレートで割引いた現在価値により算定しております。なお、リスクフリーレートの利率がマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

変動金利は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、変動金利による借入金の時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利による借入金の時価は、元金金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	339,854	—	—	—
売掛金	43,398	—	—	—
敷金及び保証金	—	25,854	—	—
合計	383,252	25,854	—	—

3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	8,843	—	—	—	—	—
合計	8,843	—	—	—	—	—

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名 当社従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1、2	普通株式 14,730株
付与日	2018年3月15日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年3月15日 至 2028年3月14日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式の種類別のストック・オプションの数は、当該株式分割を反映して記載しております。

3. 権利確定条件は以下のとおりであります。

①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②本新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。なお、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数に以下の割合を乗じた本新株予約権数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。

i. 上場日から1年以内

各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%

ii. 上場日から2年以内

各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%

iii. 上場日から3年以内

各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%

iv. 上場日から3年後の日以降

各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2018年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	14,730
失効	3,945
権利確定	—
未確定残	10,785
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 1. 2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記ストック・オプションの数は、当該株式分割を反映して記載しております。

② 単価情報

	第1回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	464
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注) 2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記単価情報は、当該株式分割を反映して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、専門家による評価額や当社株式の売買事例に基づいて算出しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一千元
- ② 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千元

当連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名 当社従業員 8名	当社取締役 1名 当社従業員 14名	当社取締役 2名 当社従業員 21名	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1、2	普通株式 14,730株	普通株式 19,992株	普通株式 38,679株	普通株式 2,628株
付与日	2018年3月15日	2019年1月26日	2019年6月22日	2019年6月22日
権利確定条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3	(注) 4
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年3月15日 至 2028年3月14日	自 2021年1月26日 至 2029年1月25日	自 2021年6月22日 至 2029年6月21日	自 2021年6月22日 至 2029年6月21日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式の種類別のストック・オプションの数は、当該株式分割を反映して記載しております。

3. 権利確定条件は以下のとおりであります。

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社社会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②本新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。なお、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数に以下の割合を乗じた本新株予約権数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。

i. 上場日から1年以内

各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%

ii. 上場日から2年以内

各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%

iii. 上場日から3年以内

各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%

iv. 上場日から3年後の日以降

各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 権利確定条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②本新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。なお、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数に以下の割合を乗じた本新株予約権数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。
 - i. 上場日から1年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
 - ii. 上場日から2年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
 - iii. 上場日から3年以内
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
 - iv. 上場日から3年後の日以降
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2019年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	10,785	—	—	—
付与	—	19,992	38,679	2,628
失効	525	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	10,260	19,992	38,679	2,628
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

(注) 1. 2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記ストック・オプションの数は、当該株式分割を反映して記載しております。

② 単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	464	1,000	1,000	1,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注) 2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記単価情報は、当該株式分割を反映して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、専門家による評価額や当社株式の売買事例に基づいて算出しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一千元
- ② 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 一千元

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (2018年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2018年6月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	981千円
繰越欠損金	7,102
その他	184
繰延税金資産小計	8,268
評価性引当額	△8,268
繰延税金資産合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2018年6月30日)
法定実効税率	30.86%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.01
評価性引当額	△16.48
住民税均等割	0.57
その他	0.97
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.94

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は当連結会計年度より外形標準課税の適用法人となりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の34.81%から、2018年7月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.62%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当連結会計年度（2019年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2019年6月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	350千円
税務上の繰越欠損金(注)	9,161
その他	3,781
繰延税金資産小計	13,293
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△9,161
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,131
評価性引当額小計	△13,293
繰延税金資産合計	-

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(a)	-	-	-	-	-	9,161	9,161
評価性引当額	-	-	-	-	-	△9,161	△9,161
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

当社は、本社オフィスの不動産賃貸契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

当社グループは、画像認識ソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

当社グループは、画像認識ソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中華人民共和国	合計
180,396	30,000	210,396

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中華人民共和国	合計
1,894	757	2,652

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
トヨタコネクティッド株式会社	55,680	—
株式会社ネクスティエレクトロニクス	50,917	—
株式会社デンソーテン	47,800	—
惠州市德赛西威汽车电子股份有限公司	30,000	—

(注) 当社グループは画像認識ソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中華人民共和国	合計
252,465	30,000	282,465

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中華人民共和国	合計
16,558	3,840	20,398

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
トヨタコネクティッド株式会社	67,945	—
株式会社JVCケンウッド	65,724	—
株式会社ネクスティエレクトロニクス	47,250	—
惠州市德赛西威汽车电子股份有限公司	30,000	—

(注) 当社グループは画像認識ソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万元)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	惠州市德賽西威汽车电子股份有限公司	中華人民共和国広東省	550	自動車部品製造業	(被所有) 直接 10.04	主要株主販売先	ライセンスの提供 (注) 2	30,000	売掛金	5,833

(注) 1. 上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格等の取引条件は、独立第三者間取引価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	脇 健一郎	-	-	当社代表取締役社長CEO	(被所有) 直接 18.14	被債務保証	当社銀行借入に対する被債務保証	13,855	-	-

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引金額については、債務保証を受けている借入金の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万元)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	惠州市德賽西威汽车电子股份有限公司	中華人民共和国広東省	550	自動車部品製造業	(被所有) 直接 10.04	主要株主販売先	ライセンスの提供 (注) 2	30,000	前受収益	24,166

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格等の取引条件は、独立第三者間取引価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
1株当たり純資産額	0.31円
1株当たり当期純利益	8.10円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 2018年3月1日付で普通株式1株、A種優先株式1株及びB種優先株式1株につきそれぞれ1,000株の割合で株式分割を行っております。また、2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	42,587
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	42,587
普通株式の期中平均株式数(株)	5,259,000
(うち普通株式数(株))	(4,080,000)
(うちA種優先株式(株))	(546,000)
(うちB種優先株式(株))	(633,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数4,910個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

当連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり純資産額	△1.33円
1株当たり当期純損失	1.56円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり当期純損失	
親会社株主に帰属する当期純損失(千円)	8,203
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(千円)	8,203
普通株式の期中平均株式数(株)	5,259,000
(うち普通株式数(株))	(4,080,000)
(うちA種優先株式(株))	(546,000)
(うちB種優先株式(株))	(633,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数23,853個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(単元株制度の導入及び株式分割)

当社は、2019年11月15日開催の臨時株主総会決議により、2019年11月30日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。また、2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

(1) 単元株制度の導入及び株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性向上及び投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 単元株制度

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(3) 株式分割の概要

① 分割の方法

2019年11月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 1,753,000株

株式分割により増加する株式数 3,506,000株

株式分割後の発行済株式総数 5,259,000株

株式分割後の発行可能株式総数 20,000,000株

③ 株式分割の効力発生日

2019年11月30日

④ 新株予約権に与える影響

当該株式分割の影響による調整については、「ストック・オプション等関係」において反映されております。

⑤ 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(優先株式の取得及び消却)

株主からの取得請求権行使に基づき、A種優先株式、B種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式について、2019年11月29日開催の取締役会決議により、2019年11月30日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式 546,000株

B種優先株式 633,000株

(2) 交換により交付した普通株式数

普通株式 1,179,000株

(3) 交付後の発行済普通株式数 5,259,000株

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、一部の連結会社において、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、見積実効税率に替えて法定実効税率を用いることとしております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間
(自 2019年7月1日
至 2020年3月31日)

減価償却費

10,151千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)

当社グループは、画像認識ソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり四半期純利益	9円98銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	52,484
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	52,484
普通株式の期中平均株式数(株)	5,259,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	5,012	8,843	1.2	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	8,843	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	13,855	8,843	—	—

(注) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	390,749	326,326
売掛金	12,507	43,398
仕掛品	14,846	5,191
前払費用	7,384	8,593
未収還付法人税等	—	3,344
流動資産合計	425,487	386,854
固定資産		
有形固定資産		
建物	—	11,809
減価償却累計額	—	△2,299
建物（純額）	—	9,510
工具、器具及び備品	3,256	10,090
減価償却累計額	△1,361	△3,042
工具、器具及び備品（純額）	1,894	7,047
有形固定資産合計	1,894	16,558
投資その他の資産		
関係会社株式	10,000	10,000
敷金及び保証金	3,264	25,101
長期前払費用	575	2,048
投資その他の資産合計	13,839	37,150
固定資産合計	15,733	53,708
資産合計	441,221	440,563
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	5,012	8,843
未払金	7,305	10,230
未払費用	1,137	5,593
未払法人税等	10,327	1,227
未払消費税等	8,464	4,995
預り金	2,279	3,145
前受収益	—	26,353
流動負債合計	34,527	60,388
固定負債		
長期借入金	8,843	—
固定負債合計	8,843	—
負債合計	43,370	60,388
純資産の部		
株主資本		
資本金	213,000	213,000
資本剰余金		
資本準備金	196,690	196,690
資本剰余金合計	196,690	196,690
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△11,838	△29,515
利益剰余金合計	△11,838	△29,515
株主資本合計	397,851	380,174
純資産合計	397,851	380,174
負債純資産合計	441,221	440,563

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
売上高	210,396	282,465
売上原価	55,281	92,447
売上総利益	155,115	190,017
販売費及び一般管理費	※1,※2 100,493	※1,※2 207,283
営業利益又は営業損失(△)	54,622	△17,265
営業外収益		
受取利息	2	3
雑収入	0	2
営業外収益合計	3	6
営業外費用		
支払利息	374	127
株式交付費	1,086	—
営業外費用合計	1,460	127
経常利益又は経常損失(△)	53,165	△17,386
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	53,165	△17,386
法人税、住民税及び事業税	8,073	290
法人税等合計	8,073	290
当期純利益又は当期純損失(△)	45,091	△17,676

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)		当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	73,479	76.1	92,182	69.5
II 経費		23,091	23.9	40,523	30.5
当期総製造費用		96,571	100.0	132,706	100.0
期首仕掛品たな卸高		788		14,846	
合計		97,359		147,552	
期末仕掛品たな卸高		14,846		5,191	
他勘定振替高	※2	27,231		49,913	
売上原価		55,281		92,447	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

(注) ※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
地代家賃 (千円)	8,536	15,777
旅費交通費 (千円)	5,260	3,713

※2 他勘定振替高の内容は、研究開発費への振替であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	90,680	74,370	74,370	△56,930	△56,930	108,119	108,119
当期変動額							
新株の発行	122,320	122,320	122,320			244,640	244,640
当期純利益				45,091	45,091	45,091	45,091
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							—
当期変動額合計	122,320	122,320	122,320	45,091	45,091	289,731	289,731
当期末残高	213,000	196,690	196,690	△11,838	△11,838	397,851	397,851

当事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	213,000	196,690	196,690	△11,838	△11,838	397,851	397,851
当期変動額							
新株の発行							—
当期純損失（△）				△17,676	△17,676	△17,676	△17,676
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							—
当期変動額合計	—	—	—	△17,676	△17,676	△17,676	△17,676
当期末残高	213,000	196,690	196,690	△29,515	△29,515	380,174	380,174

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 4年

4. 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準を適用し、その他のプロジェクトについては工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準を適用するプロジェクトの当事業年度末における工事進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物及び建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年

工具、器具及び備品 4～8年

4. 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準を適用し、その他のプロジェクトについては工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準を適用するプロジェクトの当事業年度末における工事進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

前事業年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(追加情報)

前事業年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

前事業年度（2018年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（2019年6月30日）

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
関係会社への業務委託費	一千円	36,000千円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度0%、当事業年度0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度100%、当事業年度100%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
減価償却費	129千円	920千円
役員報酬	34,999	50,899
支払報酬	10,708	20,333
研究開発費	28,731	87,663

(有価証券関係)

前事業年度 (2018年6月30日)

子会社株式 (貸借対照表計上額は関係会社株式 10,000千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (2019年6月30日)

子会社株式 (貸借対照表計上額は関係会社株式 10,000千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2018年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2018年6月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	981千円
繰越欠損金	6,852
その他	184
繰延税金資産小計	8,018
評価性引当額	△8,018
繰延税金資産合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2018年6月30日)
法定実効税率	30.86%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.01
評価性引当額	△16.17
住民税均等割	0.55
その他	△0.05
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.19

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2017年7月に行われた第三者割当増資の結果、資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の34.81%から、2018年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.62%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度（2019年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2019年6月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	350千円
税務上の繰越欠損金	9,161
その他	3,781
繰延税金資産小計	13,293
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△9,161
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,131
評価性引当額小計	△13,293
繰延税金資産合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(単元株制度の導入及び株式分割)

当社は、2019年11月15日開催の臨時株主総会決議により、2019年11月30日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。また、当社は、2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

(1) 単元株制度の導入及び株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性向上及び投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 単元株制度

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(3) 株式分割の概要

① 分割の方法

2019年11月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,753,000株
株式分割により増加する株式数	3,506,000株
株式分割後の発行済株式総数	5,259,000株
株式分割後の発行可能株式総数	20,000,000株

③ 株式分割の効力発生日

2019年11月30日

④ 新株予約権に与える影響

当該株式分割の影響による調整については、「ストック・オプション等関係」において反映されております。

⑤ 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりとなります。

前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

	当事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
1株当たり純資産額	0.85円
1株当たり当期純利益	8.57円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載していません。

当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり純資産額	△2.51円
1株当たり当期純損失	3.36円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載していません。

(優先株式の取得及び消却)

株主からの取得請求権行使に基づき、A種優先株式、B種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式について、2019年11月29日開催の取締役会決議により、2019年11月30日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

- (1) 取得及び消却した株式数
- | | |
|--------|----------|
| A種優先株式 | 546,000株 |
| B種優先株式 | 633,000株 |
- (2) 交換により交付した普通株式数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,179,000株 |
|------|------------|
- (3) 交付後の発行済普通株式数 5,259,000株

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	—	11,809	—	11,809	2,299	2,299	9,510
工具、器具及び備品	3,256	7,043	209	10,090	3,042	1,819	7,047
有形固定資産計	3,256	18,852	209	21,899	5,341	4,118	16,558
長期前払費用	976	1,831	—	2,808	759	358	2,048

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 本社移転に伴う増加 11,809千円
工具、器具及び備品 Deep Learning用PC 3,800千円

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年6月末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 （注）1
買取手数料	無料 （注）2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://ficha.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2017年11月21日	曹 暉	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役)	株式会社SMB C信託銀行 (特定運用金外信託口 契約番号12100440) 代表取締役社長兼最高執行役員 萩野 浩三 (注) 4	東京都港区西新橋一丁目3番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 40	55,600,000 (1,390,000) (注) 5	取引関係の強化を企図したことによる
2017年11月21日	王 潞	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	株式会社SMB C信託銀行 (特定運用金外信託口 契約番号12100440) 代表取締役社長兼最高執行役員 萩野 浩三 (注) 4	東京都港区西新橋一丁目3番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 26	36,140,000 (1,390,000) (注) 5	取引関係の強化を企図したことによる
2017年11月21日	脇 健一郎	東京都国分寺市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役)	株式会社SMB C信託銀行 (特定運用金外信託口 契約番号12100440) 代表取締役社長兼最高執行役員 萩野 浩三 (注) 4	東京都港区西新橋一丁目3番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 22	30,580,000 (1,390,000) (注) 5	取引関係の強化を企図したことによる
2019年11月18日	-	-	-	惠州市德赛西威汽车电子股份有限公司法人 Tan Choon Lim	中華人民共和国広東省惠州仲恺高新区和暢五路西103号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 528,000 B種優先株式 △528,000	-	(注) 6
2019年11月18日	-	-	-	NVCC 7号投資事業有限責任組合 代表取締役社長 多賀谷 実	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 273,000 A種優先株式 △273,000	-	(注) 6
2019年11月18日	-	-	-	ニッセイ・キャピタル6号投資事業有限責任組合 代表取締役 安達 哲哉	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 219,000 A種優先株式 △219,000	-	(注) 6
2019年11月18日	-	-	-	名古屋大学・東海地区大学広域ベンチャー1号投資事業有限責任組合 代表取締役社長 多賀谷 実	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 105,000 B種優先株式 △105,000	-	(注) 6
2019年11月18日	-	-	-	三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合 代表取締役社長 坂本 信介	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 54,000 A種優先株式 △54,000	-	(注) 6

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づ

き、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2017年7月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
 - (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社
4. 未来創生投資事業有限責任組合が委託した信託財産であり、未来創生投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び運営者はスパークス・グループ株式会社であります。また、議決権行使に関する指図権者兼未来創生投資事業有限責任組合に係る投資一任業者は、スパークス・アセット・マネジメント株式会社であります。
5. 移動価格は、ディスカウントキャッシュフロー法により算出した価格を基礎として、当事者間で協議の上決定しております。
6. 2019年11月18日付で、A種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。なお、当該優先株式の発行時の価格はディスカウントキャッシュフロー法により算出した価格を基礎として算定しており、優先株式1株の発行価格は、普通株式1株との権利の違いを考慮した価格となっております。優先株式1株の発行時の価格は、A種優先株式550,000円、B種優先株式1,390,000円であります。また、普通株式への転換比率は当該優先株式に付された普通株式への転換請求権に定められた比率によっております。加えて、その後2019年11月30日付で当該A種優先株式及びB種優先株式の全てを消却しております。
7. 2018年3月1日付で普通株式1株、A種優先株式1株及びB種優先株式1株につきそれぞれ1,000株の割合で、2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は、2019年11月18日の移動を除き、当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2017年7月3日	2018年3月15日	2019年1月26日
種類	B種優先株式	第1回新株予約権 (ストックオプション)	第2回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	176株	普通株式 4,910株 (注) 2	普通株式 6,664株 (注) 3
発行価格	1,390,000円 (注) 8	1,390円 (注) 8	3,000円 (注) 8
資本組入額	695,000円	695円	1,500円
発行価額の総額	244,640,000円	6,824,900円 (注) 2	19,992,000円 (注) 3
資本組入額の総額	122,320,000円	3,412,450円 (注) 2	9,996,000円 (注) 3
発行方法	第三者割当	2018年3月14日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2019年1月25日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	(注) 6

項目	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	2019年6月22日	2019年6月22日
種類	第3回新株予約権 (ストックオプション)	第4回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 12,893株 (注) 4	普通株式 876株 (注) 5
発行価格	3,000円 (注) 8	3,000円 (注) 9
資本組入額	1,500円	1,500円
発行価額の総額	38,679,000円 (注) 4	2,628,000円 (注) 5
資本組入額の総額	19,339,500円 (注) 4	1,314,000円 (注) 5
発行方法	2019年1月25日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	同左
保有期間等に関する確約	(注) 6	(注) 7

- (注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。
- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。）の割当て（募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権（同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。）の割当てを含む。以下同じ。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権（行使等により取得する株式等を含む。）の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (5) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2019年6月30日であります。
2. 新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失（従業員4名）により、発行数は3,332株、発行価額の総額は4,631,480円、資本組入額の総額は2,315,740円となっております。
 3. 新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失（従業員3名）により、発行数は6,050株、発行価額の総額は18,150,000円、資本組入額の総額は9,075,000円となっております。
 4. 新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失（従業員4名）により、発行数は12,190株、発行価額の総額は36,570,000円、資本組入額の総額は18,285,000円となっております。
 5. 新株予約権割当契約締結後の契約解除による権利の喪失（社外協力者1名）により、発行数は0株、発行価額の総額は0円、資本組入額の総額は0円となっております。
 6. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 7. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権（以下「割当新株予約権」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
 8. ディスカウントキャッシュフロー法により算定された価格を基礎として決定しております。
 9. ディスカウントキャッシュフロー法及び類似会社比準方式により算定された価格を総合的に勘案して決定しております。

10. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

新株予約権①	
行使時の払込金額	1株につき1,390円
行使期間	2020年3月15日から 2028年3月14日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

新株予約権②	
行使時の払込金額	1株につき3,000円
行使期間	2021年1月26日から 2029年1月25日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

新株予約権③	
行使時の払込金額	1株につき3,000円
行使期間	2021年6月22日から 2029年6月21日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

新株予約権④	
行使時の払込金額	1株につき3,000円
行使期間	2021年6月22日から 2029年6月21日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

11. 2018年3月1日付で普通株式1株、A種優先株式1株及びB種優先株式1株につきそれぞれ1,000株の割合で、2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
惠州市德赛西威汽车电子股份有限公司 公司法人 Tan Choon Lim 資本金 550百万元	中華人民共和国広東省惠州仲恺高新区和暢五路西103号	自動車部品製造業	176	244,640,000 (1,390,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

- (注) 1. 惠州市德赛西威汽车电子股份有限公司は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。
2. 2018年3月1日付で普通株式1株、A種優先株式1株及びB種優先株式1株につきそれぞれ1,000株の割合で、2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は、当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
茂田井 純一	千葉県千葉市美浜区	会社役員	877	1,219,030 (1,390)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
横田 和之	東京都江東区	会社員	877	1,219,030 (1,390)	当社の従業員

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては記載しておりません。
2. 2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は、当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。
3. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）3名、割当株式の総数1,578株に関する記載は省略しております。
4. 茂田井純一は、2018年9月28日付で当社監査役を退任し、当社取締役を選任されております。
5. 横田和之は、2018年9月28日付で当社取締役を選任されております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
岩成 武司	東京都港区	会社員	1,754	5,262,000 (3,000)	当社の従業員
横田 和之	東京都江東区	会社役員	877	2,631,000 (3,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては記載しておりません。
2. 2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は、当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。
3. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）10名、割当株式の総数3,419株に関する記載は省略しております。

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
岩成 武司	東京都港区	会社員	1,754	5,262,000 (3,000)	当社の従業員
横田 和之	東京都江東区	会社役員	1,754	5,262,000 (3,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
茂田井 純一	千葉県千葉市美浜区	会社役員	877	2,631,000 (3,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては記載しておりません。
 2. 2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は、当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。
 3. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）16名、割当株式の総数7,805株に関する記載は省略しております。

新株予約権④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
—	—	—	—	—	—

(注) 契約解除の理由により権利を喪失した者につきましては記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
曹 暉（注） 1. 2	東京都豊島区	1,716,000	32.23
王 潞（注） 2. 4. 5	東京都豊島区	1,146,000	21.53
脇 健一郎（注） 1. 2	東京都国分寺市	954,000	17.92
惠州市德赛西威汽车电子股份有限公司 （常任代理人 S M B C 日興証券株式会社）（注） 2	中華人民共和国広東省惠州仲恺高新区和暢五路西103号 （東京都中央区日本橋二丁目5番1号）	528,000	9.92
NVCC 7号投資事業有限責任組合（注） 2	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	273,000	5.13
株式会社SMB C信託銀行（特定運用金 外信託口 契約番号12100440） （注） 2. 6	東京都港区西新橋一丁目3番1号	264,000	4.96
ニッセイ・キャピタル6号投資事業有限責任組合（注） 2	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号日本生命丸の内ビル	219,000	4.11
名古屋大学・東海地区大学広域ベンチャー1号投資事業有限責任組合（注） 2	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	105,000	1.97
三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合（注） 2	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	54,000	1.01
横田 和之（注） 3	東京都江東区	10,524 (10,524)	0.20 (0.20)
岩成 武司（注） 5	東京都港区	10,524 (10,524)	0.20 (0.20)
茂田井 純一（注） 3	千葉県千葉市美浜区	5,262 (5,262)	0.10 (0.10)
田中 康治（注） 5	東京都練馬区	5,262 (5,262)	0.10 (0.10)
孟 洋（注） 5	東京都国分寺市	3,684 (3,684)	0.07 (0.07)
陸 カイ（注） 5	東京都板橋区	3,684 (3,684)	0.07 (0.07)
立花 嵩大（注） 5	東京都豊島区	3,684 (3,684)	0.07 (0.07)
瀬戸口 翔平（注） 5	東京都東村山市	2,628 (2,628)	0.05 (0.05)
秦 浩然（注） 5	東京都台東区	2,628 (2,628)	0.05 (0.05)
タイプミ・プッティ（注） 5	東京都練馬区	2,628 (2,628)	0.05 (0.05)
Hung Tran Manh（注） 5	東京都北区	2,628 (2,628)	0.05 (0.05)
董香 毅（注） 5	埼玉県志木市	2,628 (2,628)	0.05 (0.05)
喚山 紘考（注） 5	東京都板橋区	2,103 (2,103)	0.04 (0.04)
李 漢淑（注） 5	東京都板橋区	2,103 (2,103)	0.04 (0.04)
李 連辰（注） 5	東京都板橋区	1,578 (1,578)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
金 秀珍（注） 5	東京都渋谷区	1,056 (1,056)	0.02 (0.02)
何 裕民（注） 5	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	1,056 (1,056)	0.02 (0.02)
その他 2 名		1,056 (1,056)	0.02 (0.02)
計	—	5,323,716 (64,716)	100.00 (1.22)

- (注) 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役）
2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
3. 特別利害関係者等（当社の取締役）
4. 特別利害関係者等（当社の代表取締役の配偶者）
5. 当社の従業員
6. 未来創生投資事業有限責任組合が委託した信託財産であり、未来創生投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び運営者はスパークス・グループ株式会社であります。また、議決権行使に関する指図権者兼未来創生投資事業有限責任組合に係る投資一任業者は、スパークス・アセット・マネジメント株式会社であります。
7. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
8. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

フィーチャ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフィーチャ株式会社の2017年7月1日から2018年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィーチャ株式会社及び連結子会社の2018年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

フィーチャ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフィーチャ株式会社の2018年7月1日から2019年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィーチャ株式会社及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年5月15日

フィーチャ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフィーチャ株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2020年1月1日から2020年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年7月1日から2020年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、フィーチャ株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

フィーチャ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 真一郎 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 徹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフィーチャ株式会社の2017年7月1日から2018年6月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィーチャ株式会社の2018年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

フィーチャ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 真一郎 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 徹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフィーチャ株式会社の2018年7月1日から2019年6月30日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィーチャ株式会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

